

第六十八回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第十六号

昭和四十七年五月九日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 加藤 陽三君

理事 堀谷 一夫君

理事 大出 俊君

理事 和田 耕作君

理事 阿部 文男君

理事 湊 徹郎君

理事 木原 実君

理事 受田 新吉君

出席國務大臣

外務大臣 福田 赳夫君

國務大臣 (防衛庁長官) 江崎 真澄君

出席政府委員

防衛政務次官 野呂 恭一君

防衛庁参事官 高瀬 忠雄君

防衛庁参事官 鶴崎 敏君

防衛庁参事官 岡太 直君

防衛庁長官官房 長 大戸 基男君

防衛庁防衛局長 久保 卓也君

防衛庁人事教育 局長 江藤 淳雄君

防衛庁衛生局長 鈴木 一男君

防衛庁経理局長 田代 一正君

防衛庁装備局長 黒部 稔君

防衛施設庁長官 島田 豊君

防衛施設庁総務 部長 長坂 強君

防衛施設庁施設 部長 薄田 浩君

防衛施設庁施設 部長 鹿取 泰衛君

外務大臣官房長 柳谷 謙介君

外務大臣官房 計課長 柳谷 謙介君

外務省アジア局 吉田 健三君

外務省アメリカ 局長 吉野 文六君

外務省条約局長 高島 益郎君

外務省条約局外 務参事官 穂崎 巧君

委員外の出席者 内閣委員会調査 室長 本田 敬信君

委員の異動 四月二十六日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

同日 補欠選任 中山 利生君

同日 補欠選任 伊平君

の状況、それから補給の厚さ、そういうものを判断すれば、これは長期にはわたらないのではないのか。比較的短期に一応の終末をつけるものではないか。比較的同時に、アメリカ側がその後これに對してたいへんな反撃に出て、また悲惨な繰り返しが深くなった。これはもうかねて御承知のとおりであります。その後テールに着こうとしていろいろ話し合ひや努力がそれぞれの機関を通じて行なわれたようでありまして、いよいよまたニクソンが重大発表をする。おそらくいま御指摘になったようなことになるのではないかと、それが伝わっており、いままでも私は政府委員室におりまして、一体どういふ声明をするものであろうかと待ちかまえておったわけでありまして、間に合いませんでした。

ただ問題は、短期に終結するであろう、これは私もそういふ考え方で見守っておったわけでありまして、せつなく話し合ひの糸口を開こうという米側の希望もなくなり、またここにエスカレートしてだんだん深みにはまっていくというところであるとすれば、これはやはり、沖縄返還というものを控えておられるだけに、沖縄の基地というものがベトナムの局外に立っておるということとは、これは言ひ切れないと思ひます。そういう現実等をながめまして、憂慮すべき事態だ、きわめて遺憾に思つておるというのが率直な私の心境であります。

したがって、きよりの重大発表なるものが、極端なエスカレートを示して再びハノイ爆撃というより形に大事に至らないようにということとを希望するわけでありまして、われわれの願望とは違つて、相当エスカレートした形で局面がまた険しくなるのではないかと、想像もなされるわけでありまして、これはあくまで想像であります。また、先般の東南アジア地域におけるわれわれのほうのアタッシュの連中のまとまつた意見、もし詳細ということであればそれぞれ政府委員からも御報告させたいと思ひますが、当時の情

勢判断としては、以上申し上げたような判断に立つておたわけでございます。

○大出委員 きよりのニクソン演説でこれ以上ベトナム戦争をエスカレートする段階を迎えると思はれます。これは遺憾であるというのが私の心境であり、いまお答えでありました。実は何べんか総理に、今回のハノイ、ハイフォン爆撃等をめぐつて、まことに遺憾であるという立場に立つてもらいたい、実はこういう多方面からの質問が出ていたものであります。しかし、私は私なりにいろいろございまして、しかし、私は私なりにいろいろ情報を当たつてみまして、ニクソン氏がやつておられますことは、あつちへ飛びこつちへ飛び、たいへんどうも交戦がきつたものでありますけれども、片一方、十一月の選挙も意識しているのかもしれない、また出たりという、周章ろろばいぎみな点も見られる今日の状況にあります。しかし結論的に、どうやらエスカレートの方向に向きそうである、こゝろ見なければならぬと思ひますが、この点について、いまの論点について実は外務大臣にも承りかたつたのであります。またまた法案審議の都合、沖特の要求等もありまして、吉野さんにお出かけをいただいたわけでありまして、いま私が質問をいたしましたこの点について、十時のニクソン演説というものを聞いておられますから、わがかりませんが、外務省の立場でどう把握をされておられるのか。むしろこれは、大臣よりは吉野さんのほうで直接担当でございますから、お聞かせをいただけたらと思ひますが、そこをこのころをお答えいただきたいと思います。

○吉野政府委員 実は十時のニクソン演説をわれわれも聞きました。ラジオがどうも雑音が多くて、結局よく聞き取れなかつたというのが現状でございます。なお米国大使館も、まだテキスツが来ていない、したがつてわれわれのところへ渡すわけにはいかないというのが現状でございます。

ただ、これは不確かな、いわゆる雑音が多い中を聞き取った人の話によりますと、何か一部海岸の封鎖とあるところがあるらしいのでございまして、これは結局、はつきりするまでひとつこの点は控えておきたいと思ひます。

○大出委員 私は、いま長官がお答えになった、これ以上エスカレートすると思はれます。これは遺憾であるというところ。沖縄も外にあるわけではない。私はなぜ冒頭にこの問題を取り上げるかと言いますと、二つばかり論点がある。一つは、やはり日本の置かれてある立場からして、不必要なことをしなくてもおろしと思ひつけない。思つていないけれども、沖縄復帰というものを目の前に控えている今日の段階です。したがつて、どこかで沖縄とベトナム戦争というもののけじめが必要である。この言つておられます。私は、その価値ある結果にはならぬだろうと思ひます。そうすると、このあたりで対国民という意味で、ベトナム戦争と沖縄とのかかり合ひというもののけじめについて、これならばと国民の納得する説得力ある措置が必要である、まずそう思ひます。そうすると、これ以上エスカレートするということについては遺憾であるといういまのお気持ち、一江崎防衛庁長官の立場だけにしないで、閣内をひとつまとめた上で、日本政府の意思として遺憾であるという表明をまずしていただきたい。そこら辺のところは長官どう考えておられますか。

○江崎防衛大臣 これは率直に申し上げて、非常にむずかしい微妙な問題だと思ひます。非常に、率直に申し上げた意味は、沖縄返還ということが目下の間に迫つておられます。もうおそろしく沖縄返還のときには、ベトナム問題というものは、従来のアメリカの言明に見ましても、終息するであろう、こゝろ想像に立つておりました。終息しないまでも、少なくともその傾向は顕著になるであろう。これが沖縄返還に對するわれわれの一つの判断であつたことは間違

ありません。したがつて、それが逆な方向に行くというところは、やはり沖縄返還を控えて日本にとっては遺憾であるというふうな表現をして差しつかえないというふうには私は思ひます。

ところが、もとより、よつて来るベトナムの争いそのものに、日本というものは無関係で来ております。当事者側としては非常な悩みを持ってやつておられるわけありますから、そこへいま突然、そのことは遺憾であるということでは本質に觸れて意見を言うというところは、いかがなものであろうか。これは私自身も、にわかには決しかねるものがあるわけでありまして。

しかし、沖縄の基地を今後ベトナム戦争とからみ合せてどういふ形で運用していくのか。これは本土並みという前提がありますので、アメリカ軍にとつても、これは非常にむずかしい問題でありまして、また日本側としては非常に重大な問題であるというふうには思ひます。したがつて、こゝろ情勢を踏まえておられます。日本に戻つてくるこの基地の運用等についてはどうあるべきか、これは外務省においても十分検討されるべきところであるが、われわれ防衛庁側においてもよく検討をし、米側と話し合ひをする必要がある点については、やはり話し合ひをしていきたい。いま直ちに意見を言うというところではなく、今後の展望として、やはり話し合ひの議に供していききたい。これは事前協議事項等々を含めて、外務大臣の言つておられることをこのようにしていかうか、これらについては私も十分検討してまいりたい、このように考えております。

○大出委員 ここにあるのですが、ベトナム戦争をめぐるアメリカとソビエトのいろいろな込み入つたやりとりを記者がそれなりにまとめておる。これを見ると、ハイフォン爆撃についても、当初アメリカ側の意向というものは、諸種の発表からすると、相手の出方を見る、そして段階的エスカレートというものを考える、そういう一つの余裕を持った出方になつていた。ところがそのあ

と、フィリピン例のスピック湾からハイフォン港封鎖のための機雷を積み込んだという情報が出た。この真偽のほどはいろいろ調べたが、積み込んだ形跡がさだかでない。だから、あるいはそういう情報を流したのかもしれないという推測を記者はする。こういう段階があった。ところが別な側からの情報からすると、ソビエトはこの中で強く反発をしていたという現実があるという中、結果的に爆撃を二十度線以南というふうに限定をした。そしてパリ会談の再開という形に持ち込んだ。こういう動きがあるわけです。

だからその意味では、江崎さんおっしゃるように、両当事者にとっては微妙な段階なのかもしれない。その点は微妙な段階であることを否定はしないけれども、私の申し上げたいのは、沖縄とベトナムとの関係における日本の立場というものはだれもが認めるところでありまして、沖縄から一体どのくらいの兵力がどうなっているかというふうなことは、あるいはベトナム戦争の輸送基地としての沖縄の役割りというものは、あげれば切りがない。あるいは、KC135が時間をきめて飛び立って行って、時間をきめて帰ってくる。一体、どこへ行って空中給油をやっているのかということだ。国際的に知らぬ人はいない。そこに十五日という日にちがやってくるということ。そうだとすると、その意味でベトナム戦争に対する沖縄をかける日本の立場というものを明確にするというところは、沖縄百万の県民を含む日本国民にとって重大事でございますから、どうしてもそういう立場には立たなければならぬ。この点は政府の責任があると思うのです。

だから、両当事国がそれなりの悩みを持ってやっているといることについて、長官のいまの答弁を否定はしない。しないが、日本の置かれていて、沖縄を引き取るという形でかかえていく日本の立場。沖縄の基地が果たしている役割りは国際的に明確なんです。だから、そういう立場でものが言えないはずがない。当然、沖縄復帰を控えて日本政府の義務と責任がある、国民に対して。なぜ

それが遺憾の意を表すという形で、事沖縄というのをかかえているのですから、できないかという点、これはちつともふしぎなことじゃないと私は思う。そこはいかがでございますか。

○江崎国務大臣　したがって、先ほど申し上げましたように、事前協議の内容というものをもう少し検討していくと、外務大臣がかねて表明しております方向というものは、これは私、やはり大筋な点だというふうな形になっております。ただアメリカも、演説がどういふ形になりますか、いろいろ表明の方向を見据えなければならぬか、判断はできませんが、ただ、これだけ長い間かかってきたものの、しかも特に地上軍は引き揚げて、しばしば和平の交渉をしよう、しかも場合によれば中政府とくちくちくという方向を打ち出しておるときに、はたしてここで一挙に難題を決するということにしようというのではないと思ひます。さすれば、かりに一つの決意をすると思ひしても、一方では何とか話し合いのテーブルにつきたい、和平の方向を模索したいというか、この気持ちには変わりがないだろうというふうな推測は十分できます。したがって、そういうときに、従来局外に立っておった日本がにわかにあれこれ言うことはいかがであるか、これをさつき申し上げたわけでありま。

しかし御指摘のように、沖縄の基地は戻ってくる。沖縄の基地がベトナム戦争と無関係とは言えない。切れません。そうならば遺憾だと言えりゃないか、まさに一つの御指摘だと思ひます。一つの御指摘だと思ひますが、政府としては、いまアメリカがそういう和戦両様のかまえて事を処し、一方また北においてもアメリカの出方を十分注視しながら行動に出ておる。これをもう少しながめてみる、これは必要じゃないでしょうか。やはり沖縄が戻ってくるというところはきわめて重要でありますから、これは繰り返して申し上げますが、外務大臣が言っておりますように、沖縄自体の基地を今後どう日本政府としてアメリカ側と合意

するの、か、どういふ扱いにしていくなのか、これは重大な問題ですから、十分話し合いの場で決着をつけていきたい。

○大出委員　吉野さん御出席いただいたので承りたいのですが、先月の三十日ですか、福田外務大臣が鹿児島で記者会見をされましたね。この中身はここにはこう書いてあるのです。「沖縄米軍のベトナム出動は、沖縄返還後、日米安保条約に基づき事前協議の対象になる。もし米側から事前協議を求められたときには、はつきり「ノー」と答える」と語った。「これはこのとおり受け取ってよろしゅうございませうか。」

○吉野政府委員　その新聞の記事は私も読みましたが、全体の関係がどのようなものであるか、つまりまづかにしない関係上、その記事のとおりであるかどうかというところは実は確言できないわけでございますが、すでに福田大臣もたびたび国会において表明していただいております。沖縄が直接攻撃の、戦闘作戦行動の発進地となるような場合には、これはそういう事前協議を受ける場合には「ノー」と言うつもりである、こういう趣旨はすでに福田大臣自身が答えておられますから、その範囲でこれを解すべきではないか、こういうふうな考えております。

○大出委員　これは四月三十日、あと連休ですから、私も連休の間ほとんど出てはききましたが、委員会もほとんどやっていないわけですから、これは一番新しい御発言なんです。それで、さうだ。だから、これは局長、アメリカ局長をおやりになつておられるのですから、大臣はおたくの大臣なんでしょうから、大臣とあなたを話さないで、この問題で、これまたおかしな感じがしないですか。どうもアメリカ局長が、自分の分野に関する問題で、旅先で自分のところの大臣がものを言っているのを、前後の脈絡がわからぬから旧来の国会で言っておることに解すべきではないかなんて、のんきなことを言っちゃ困りますよ。何事ですか、いまのは。大臣呼んでくださいよ。

○吉野政府委員　実は私の非常に不明のいたすと

○大出委員　どうもアメリカ局長が、こういう重要な発言を、しかも三十日にしているのに、これはあなた、連休中どこへ行つて、いなかったのですか。けさ大臣とすれ違ったのですか。いま大臣がそこにおられたじゃないですか。こういう問題をまるつきり話し合つてないということでは、外務省は何をやっているかわからぬですよ。これは委員長、委員会はきょうの本会議前に終わる予定になっておりますが、最後のところは、やはり外務大臣にお出掛けをいただきました。ここらのはひとつその真意を確かめておきまさんと、あとの論議に差しつかえる。それから、ニクソン演説なるものもその時間かかるわけじゃないのですから、これは後ほどひとつお答えをいたしたい、外務大臣に伊藤さん御質問なさるので、その時点でいまの点はひとつ明確にしたい。これは委員長、注文しておきます。

そこで、たくさん問題がありますから、もう少し中身に入らしていただきますが、沖縄がベトナム戦争の基地でないとは言えない、こういうのであります。基地でないところの騒ぎでなくて、まさに後方支援基地としての唯一絶対的地位を占めている。これは間違いないところで、アメリカ側もそう言っている。ランバート高等弁務官も、これは日にちは今月の五日、沖縄の国際クラブで開かれた在沖米商業会議所総会、ここで沖縄基地というのについて説明しているのです。ここで高等弁務官は、ベトナム戦争を含む東南アジアの軍事的なアメリカ軍の活動にとつて沖縄は唯一絶対な基地だ、沖縄がなければこういふ活動はできない、したがって今後とも、沖縄というのには唯一絶対の基地なんだから、そういう意味で基地機能は継続し、返還しても維持していくのだ、ということ強調されています。まさに、基地でないとは言えないなんといういいからかけ

んなことじゃなくて、当の沖縄の高等弁務官がみずから明確にしている。否定されますか。されないうでしよ、これは。

○江崎国務大臣 私もあるランパート発言というものを新聞で承知いたしております。ただ問題は、アメリカの施政権下にある沖縄の基地と、日本に戻ってきたあの基地というものは、これは性格が変わらなくちやいかぬ。したがって、先ほどからしばしば繰り返しておりますように、外務大臣が言われているように、事前協議の内容を洗い、特に沖縄の基地を中心にイエス、ノーをどういうふうな日本としては応対するのか、これは重大な問題だと思っております。そういう問題はやはり復讐の時点以降において早急に話し合いをする必要がある。現在はまだ施政権が向こうにあるものですから、サンクレメンテでも、基地をなお縮小してもらいたいという当方の要求に対して、施政権が戻ってからそういうことはすべて議論をしてもらいたいという話がありましたように、特にこのイエス、ノーの問題、日米安保条約の本土並み取り扱いかんという点、これはひびとつすまいかに決着をつける気持ちで外務大臣に協力してまいりたいと思っております。

○大出委員 だから私がさっき、三十日の福田外務大臣の発表を取り上げたわけです。もう一ぺん読みますけれども、これは沖縄が日本に帰ってくる、いまの沖縄ではない、そういう前置きなんです。そこで、「沖縄米軍のベトナム出動は、沖縄返還後、返還後と明確にされているのです。返還後、日米安保条約に基づく事前協議の対象になる」と言い切っているわけですね。「もし米側から事前協議を求められたときには、はつきり「ノー」と答える」と、こう言っているわけですね。問題は事前協議の対象になる」というところにありまして、じゃ一体事前協議の対象になるものとはどういうことになるか、いまの政府のやっておられることは何をやっていらっしゃるんだということになってしまふ中身なんだけれども、少なくともここまでものを言ったということについては、いままでも少ししゅ

アンスが変わっている。一番新しいわけですから。だからそれで、実は局長がつまびらかにしないというならば、後ほど外務大臣ひとつこの点は明らかにしてもらいたい、こう言っておるわけですね。

そこで、返還後は変わらなくちやならぬというのですけれども、じゃ日本の本土の基地をながめた場合に一体どうなんだ。さっぱり変わっていないですね。変わっていない中には、横須賀の例もあれば、岩国の例もあります。しかし、これは外務大臣に、ところを改めて具体的な例証をあげてものを言いたいのではありませんが、きょうのところは防衛庁長官江崎さんに対する質問をいたしておりますから、そういう範囲でものを申し上げたいのですが、変わっていない中に、相模原の補給廠、これがございまして。戦車の問題がいまいちるかましくいわれている。

そこでひとつ承りたいのですが、これは外務省に先り承りたいのですけれども、ベトナムというのは極東かという議論が旧来ありました。私はかつて、エンタープライズが入ってまいりましたときに、外務省条約局長に質問いたしました。ベトナムは極東ですか、こう聞いた。そしたら御存じのとおり、極東ではございせんがそのすぐ隣りでございまして、ということばが返ってきた。もう一ぺんここでははつきりさせたいのですが、ベトナムというのは極東か極東でないか、この点ははつきりお答えいただけますか。

○吉野政府委員 極東の範囲は、御承知のとおり、必ずしも明確に規定されるべき性格のものではないと思ひますが、すでにこれについては政府の公式見解もあります。そうしてそれによりまして、ベトナムは極東の周辺である、こういうことでございまして。

○大出委員 フィリピン以北、日本の周辺、韓国、台湾の地域を含む。沿海州は含んでおられますが、岸さんのときにそういう統一見解がありましたね。したがって極東ではない、その周辺である。これはもちろん安保条約でいう極東でありま

す。そこで、ここに問題があるのでありますけれども、そのあとの答弁は、周辺だから、安保条約にうたり極東、また安保条約の目的等からいって非常に密接な関係がある、こういう答弁が返ってきたのです。このところもう一ぺん局長から明らかにしていただきたい。

○吉野政府委員 まことに先生のいま御指摘のとおりでございまして、周辺における事態というのは、極東の国際の平和及び安全に非常に密接な関係がございまして、その意味で非常に密接な関係がございまして。

○大出委員 そこで、長官に承りたいのですけれども、これは安保条約六条で、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」これが安保第六条ですね。つまりいま吉野さんが答えているのは、「安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与する」、そういう意味で密接な関係がある、こう言っているわけですね。そう理解していいわけですね。

そこで、そうすると、ベトナム戦争というものを対象にした場合に、特に極東の安全、日本の安全が脅かされるという具体的な立証が要するのですね。そうすると、安保条約にいう極東の範囲、長い論争がありました。これは一応政府が明らかにされている。その周辺、これも明らかにされている。だから、極東の安全あるいは国際の平和、こういう意味で特に日本という立場に立つて密接な関係がある。そうすると具体的にどういうところに密接な関係があるのですか。日本の平和あるいは極東の安全、これにどういうふうに密接な関係がありますか、ベトナム戦争をとらえた場合に、何か日本が攻撃をされるとか、極東に戦争が起るとか、そうでなければ密接な関係とは言えない。一体、何か具体的に日本の安全なり極東の安全の維持に関係があるのですか。どういうことになりますか。

○江崎国務大臣 これはやはり極東の周辺であるというところで関係ありというふうに政府は考えておる。外務省などは、いまここでいろいろ話をいたしまして、特にそういう考え方に立つておるようです。

ただ私、率直に言えますことは、日本がベトナムのあの争いには介入をしない、こういう立場をとってきたというたてまえから言うならば、これが極端に密接な関係にあるというところは、いささか言い過ぎではないかというふうにとれないこともないと思ひます。したがって私は、おそらく福田外務大臣が言われたこと、これは本人が来られて明らかにするわけでありましようが、沖縄が返還された際には、沖縄の基地から直接出撃ということはおろろろだ、こういうことを言っておられると思うのです。またこれは当然であるべきだというふうに考えます。したがって、密接な関係あるなしの議論もさることながら、やはりベトナムと無関係ではない沖縄の基地を今後どう米軍との間で運用していくか、これは日本の政府に課せられた重要問題ですから、もう少し時間をおかしいたしたい、われわれのほうとしまして、真剣にこの問題と取り組んで、できるだけ国民に納得を得られる結論を得たい、こう考えておりますので、この点についてはしばらく時間をおかしいたしたいと思ひます。

○大出委員 これは答弁にならぬ。もともと予算委員会じゃございせんから、審議をためようと申して質問しているのではないのでして、吉野さんにも、予算委員会とかんとかなりまして、そういういかげん答弁をされると黙っていられなくなるのですけれども。

しかしこれは、私、この連休の間に出てまいりまして、過去五、六年の国会議論というものをずうっと調べてみたのです。私の質問も出てくるわけですね。ところが、どなたの質問も、またどなたの答弁も、ベトナムというのはいくどにあなたの答弁も、ベトナムといふのは一体どこにあるのだ、極東じゃございせん、その周辺でございまして。周辺だというのに何で一体日本の基地を

使わせるのだ、周辺でございすから極東に非常に密接な関係がございす、そこで終わっているわけですね。では、密接な関係というのは、具体的にどういふ密接な関係があるのかという点について質問が、残念ながら何年間もない。したがって何が具体的な密接な関係かの答弁もない。それで、そこで、お経の文句じゃないけれども、質問が出る。過去にもそういう御質問がございまして、また同じように答える。周辺でございまして密接な関係がございす、ああ、そうか、けしからぬ、これでおしまいで、それから、そうすると、あまりといえば、どうも国会論議というものはむなしなものになってしまふ。だから国民に説得力もない。そうすると、周辺で密接な関係があるのだというのなら、具体的に何が一体、日本に対する脅威であったり極東に対する脅威になっているのか、ベトナム戦争自体が、このところを明らかにしないと、政府の答弁というものは全く題目を唱えているだけだということになってしまふ。だから、そこを承りたいと思つて質問したら、何だかわけのわかつたようなわからぬような――長官は、むずかしいなとかなんとか、そこでさやいていたけれども、私語は慎んでもらわなければいかぬですよ。吉野局長と二人で、むずかしいなんて、ごまかしの答弁をやつちやいけませんよ。私は長いいろいろな人の答弁を、やりとりを全部読んでいますから。一々これをあげて江崎さんを責めたつてしやうがない。ノートに書いてありますけれども、しやうがない。

そこで、旧来とはな違つた要素が最近はある。米國とソビエトとの関係は一体どうなっているのかといへば、これはホットラインがあるかどうか知りませんけれども、ベトナム戦争をめぐつても、キッシンジャーが飛んでいたり、それなりの密接な関係が背景にあつて動いている。そうすると、米ソ戦争がにわかに起こるなんというとは考えられない。世の中の人はいずれもそう考えていない。それでは中国は、かつては防衛庁も、抜けた話だけれども、防衛白書なんかにも囁かし、あるいは防衛力整備計画なんかの中に、中国の脅威的なことをうたつていた。だけれども、このニクソン訪中以後の状況と申しますものは、これまでたゞ変化に富んでおりまして、ベトナム戦争が片方にあるからというので、中国と日本との関係がおかしくなつてしまつたり、中国を含む極東がおかしくなつてしまつたり、そういうような関係がない。中国の脅威というものは、本来アメリカと中国の間にひそむ脅威なんでは、日本との間に安保条約があるが、そのなるとその辺も、ニクソン訪中以来大きな変化を示しているという現実がある。となると、一体ベトナム戦争が、極東の周辺にベトナムという国がある、だから密接な関係がある。密接とは何だ、日本の安全あるいは極東の平和と安全の維持に密接な関係がある、こういうことになる。では一体そういうものはほんとうにあるのか。詰めていつたらない。ないのに、密接な関係、密接な関係と言つて、ベトナム戦争の兵器廠みたいなことを、日本国内の米軍に対する提供地、区域、施設の中でやらしておることが許されるかという問題、これは外務省を含めて明確に御答弁いただけるならば、この際承つておきたい。

○久保政府委員 確かに興味のある御提言だと思ひますが、この問題については、少なくとも外務省と打ち合わせをしたわけではありませんが、たとえば豪州という国はどうして侵略の危機があるかといふことを豪州の人に聞いてみますと、半分は危機がないと言ひますし、半分はあると言ひます。そこで、ベトナム戦争に豪州は兵を派遣しているわけですね。なぜかと申しますと、いわゆる前方防衛といふ考え方がございまして、いふことは、豪州の立場に立つてみますと、ベトナムの戦争の形態というものがいずれば豪州にまで波及してくるのではなからうかといふ考え方があつたのであります。といふことは、こちらが議論の分かれるところでありまして、共産勢力の進出という一つの仮定、設想のようなものがありまして、ああいったような事態が、たとえばインドネシアに来るし、ニューギニアに来るし、あるいはまた豪州に来るかもしれない。そういう発想に立つておられるのであります。

そのことを日本についてみますと、極東の日本が安全であるためには、その周辺がきつめて安泰であることが望ましい。そういう国際平和の中で極東も安全に得る。そこで、ベトナムがベトナムだけでとどまり得ないで、ラオスに行き、カンボジアに行き、タイに行き、それからビルマに行くといふようなことがまた極東にまで反映するかもしれない、そういう発想の従来の考え方ではなかつたでしょうか。その辺にいい、悪いの問題はございまして、そこ、そういう発想の問題は、あるいはいはいまのニクソンの政策の転換があるかもしれないといふふうに思ふわけ、おそろしく従来の考え方からいけばやはり従来の政府答弁が正しい。が、将来もそうであるかどうかは御議論があるところであらうといふふうに私は思ひます。

○大出委員 つまりドミノ論議等が行なわれた時代がありましたが、これは大げさなことを言へば一世紀前の論議で、いまそんなことを四の五の言つては評論家もない。だから当然のことながら、これはニクソンの訪中が、一致点が四項目ありますけれども、ああいう共同声明になつて、これは明確な転換ですね。そうすると、なおのこと、豪州だつて、ANZUS条約をなぜ結んだかといへば、アメリカ、ニュージーランド、豪州が条約を結んだときの発想はいまおっしゃるとおり。しかしこれは古い話でして、今日は、あの条約があるからといふことで豪州は兵隊を送つて、そこに国際的に大きな情勢の変化が起こつて、こうなる、ますますもつて今日のベトナム戦争といふものが、極東の周辺だからといふ点に返つてくる。そうすると、ここに出発点を求めて、国内の問題、沖縄の問題を処理するといふ態度がなければならぬ、こう思ふわけですね。そのところを私は承つておきたいといふことで聞いているわけがございまして、久保さんの国防会議事務局長時代以来の見識が御披露されたわけがございまして、たいへん興味のあるところでございまして、しかし、それでは当面の問題の処理には役立たない、私はこの点はこう思ふのです。

そこで承りますが、相模原の補給廠、これは昨年でございまして、当内閣委員会から、伊藤さんの御指摘の塩素ガスの問題をめぐりまして調査に参りました。私もあのときに、幾つか戦車あるいは装甲車等々の問題について質問もしてきた経験もあります。私はこの際、冒頭に提案をしておきたいのは、これは委員長、この戦車の問題は、私は神奈川におりますから、特にひんびんといふいろいろな情報が入つてくるわけでありまして、この相模原補給廠のベトナムにM48を送つて、この問題についてもう一ぺんその角度で調査をする必要がある、私はこう思つておられます。これはあらためてひとつ理事会等に質問のあとで提起したいわけでありまして、

そこで、この相模原の補給廠から、さつきお話がございまして北側の攻勢が始まりました以来今日まで、何台ぐらいベトナムの戦場に戦車が送られていくかといふ点は、どういふふうに把握をされておられますか。

○江崎国務大臣 先頃以来、新聞等で問題になつておりますので、在日米軍司令部に照会をいたしましたところ、現在、相模原補給廠でM48型戦車七十九台が検査計画に基づいていよいよわゆるオーパーホールをやつておる、こういう回答が参つております。このうち五台がオーパーホールを終え、近いうちにベトナム米陸軍へ送られる状態にある、残りのものもオーパーホールが終り次第送り出す予定である、こういうことが判明した次第であります。

また、戦車のオーパーホールにつきましては、これは従来も行なわれてきたところであります、いわゆる基地の使用目的といふものには、大

のと、防衛庁は緊張の姿勢をくずしてはいない。中にこまかく説明が載っています。これは全国紙には載っていないんです。神奈川新聞の記事です。地元新聞です。地元だから、調べてちゃんと載せている。うそでも何でもありません。文書で答えた中身まで載せてある。これは四十六年、昨年の四月だ。ベトナムで使われた戦車、これが機関砲を食った、手投げ弾を食ったり、砲弾を食ったりして、こわれている。それを持ってきて修理している。これは明らか事実じゃないですか。だから防衛庁は、ベトナム戦の下請はできぬといってお断わりになっている。あなた方がベトナム戦の下請はできぬと断わっている、いま米軍は戦っていないですけれども、ベトナム戦争の下請を米軍がやっている。これをあなた方は一体放任をするつもりかどうかという点をまず承りたい。いかがですか、長官。

○久保政府委員 経緯を私から先に申し上げて、あと長官が御答弁になると思うのですが、この補給の問題については私もある程度知っておりますけれども、正式に米側から打診があったわけではございません。ただ米側の希望がそういうものであることは伝えられたと思います。そこで日本側として、もしそれを引き受けた場合に、自衛隊が米側のものを修理しその他ということには、いま新聞にありましたように、まず第一に法的に不可能である。政治的にも不適当であろうということとであります。ただし米側がやるということについては、これは日米安保条約を結んでいるというそのことでありますので、いま米側が修理しているということがいけないうかという問題に還元されて、安保条約がいかにどうかという問題に還元されるべき問題であらうというふうに私は思います。

○大出委員 問題が二つあると思うのです。つまり法体系的な問題が一つある。もう一つは、いま話が出た政治的な判断ということ。政治的な判断のほうで言えば、この見出しにあるように、「ベトナム戦下請けできぬ」と、昨年四月二日の

の一面のトップにこんな大きな記事が載っている。もう一つは法律的問題。法律的な問題をつまびらかにした上で政治的な判断が必要になる、それが筋ですね。

そこで念のために承っておきたいのですが、この相模総合補給廠、これは法的に言いますとどういふ法律関係になりますか。

○島田(豊)政府委員 これは、日米安保条約に基づきます地位協定に基づきまして、日本側が米側に提供してあるという施設であります。そういう条約上の趣旨があると思います。

○大出委員 もう少し突っ込んで承りますが、安保条約六条はさき私読み上げましたが、この安保条約六条を受けまして、地位協定の二十五条との関連が出てきます。個々の施設及び区域に関する協定は、二十五条の合同委員会、ここで取りきめる、こういうことになっている。協定を結ぶことになっている。そうすると、区域及び施設の使用並びにその地位、これは二十五条の合同委員会で取りきめて協定しなければいけませんね。その中身は一体どうなっていますか。相模総合補給廠についてどういふ合同委員会の取りきめ、協定になっているんですか。

○島田(豊)政府委員 ちょっといま手持ちに資料ございませんが、さっそく調べまして御報告申し上げます。

○大出委員 これだけ全国紙が大きく取り上げて政治的な問題になってきているものを、その法的根拠についてもつまびらかにしていただけないというところ、これは審議できないじゃないですか。法律的にそうなりますかというところを簡単にお願いしますけれども、じゃ協定の中身はどうなるんだ、それはちょっとわからぬということじゃ、これは審議できないでしょう。

○江崎國務大臣 御指摘のとおりですから、大至急ひとつ調べましてお答え申し上げたいと思っております。

○大出委員 法的にこうなっていますかというところをおっしゃって、協定の中身は皆さんお読み

になっていますか。読んだけれどもお忘れになったんですか。読んでないんですか。どうなんですか。もう古いことですから、前任者が読んだんでしょというところになっているんじゃないですか。

○島田(豊)政府委員 これは個々の施設を提供いたします場合には、御承知のとおり、日米合同委員会が具体的な協定をするわけでございます。その中身につきましては、それぞれの施設によりまして異なっておりますので、この相模補給廠につきましては、どういふ実態であるか、ちょっといま手持ちに資料ございませんので、調べまして後ほど御報告申し上げます。

○大出委員 つまり、合同委員会できちんと協定を結ぶんですから、合同委員会を開いてこうしてくれと言ふことは当然でしょう。ですから、新聞の書き方を見ても、これは修理部門、修理に中心があるんじゃないですよ、取りきめの中身というの。ところが、実は今日は、この修理に中心があるようになってしまった。六百人以上の従業員をやめさせたでしょう。修理部門に關係ないところの人たちをどんどんやめさせたわけですか。三千人からいいますが、それは残っているのはほとんど修理部門です。そうすると、この取りきめをしたときの性格からすると、明確に違つてしまつた。修理が重点になってしまった、そういう性格になってしまつていく。そうすると、その取りきめをやつたときにさかのぼって目的違反があるんじゃないか。それで、ベトナムからぶつこわれた戦車、装甲車を持ってきた、装甲車のほうは一日百十三台の修理能力がある、片一方の戦車のほうは十二台の修理能力があるわけなんですけれども、そういうことばかりに中心があるということになってしまつと、その面から皆さんが理由をつけて、地域住民の皆さんが、ベトナム戦争の下請で直接ベトナム戦をはだで感ずるかっこうになつていたんで、これはどこからいっててもまずい。だからそういうことにもものを言ふという姿勢が政府になければならぬ。そのもとは何かといへば、

これは協定なんです。だから私は、協定を踏まえて、あと政治的にどういふ判断をするかということとを皆さんが考えたいだかぬと、地域住民が騒ぎ出している。これは運動が起きますよ。

○島田(豊)政府委員 具体的な協定の内容については、いま承知していませんので申し上げかねますが、実は相模補給廠は、御承知のとおり、米陸軍の補給の中心の一つの部隊であります。沖縄におきましては、那覇の牧港補給廠、いわゆる第二兵たん部でございます。こゝは主として車両関係でございます。従来から相模補給廠におきましては、戦車あるいは機甲車等について補給を担当してあるというふうに承知いたしておるわけでございますので、そういう補給のために必要な整備というものは、当然この補給の任務の中に含まれておる。これが第三国のための補給ということになりますと、これは地位協定に問題がありますけれども、米軍の補給ということになりました。これは、これは大臣からもお答えがございましたように、地位協定上は特に問題はないんじゃないかというふうに考えておる次第でございます。

○大出委員 この協定の中身はあとから御提出願えますか。よろしくごさいますね。

それじゃ、いままた島田さんからお話がございましたから、その問題に入りますけれども、この戦車二十両ばかりがすでに運ばれたことは現地で確認されておりますけれども、これは一体ベトナム軍が使っている戦車なのか、米軍が使っている戦車なのか。いままた送り返されてきている戦車があるけれども、それは米軍が使つてこわれたのか。あるいは現地のベトナム軍が使つてこわれたのか。そこらところ、皆さんはどういうふうにお考えですか。

○島田(豊)政府委員 先ほど江崎長官からお答えになりました内容は、これは在日米軍司令部で確認したところでございますが、その中では、米陸軍の用に供するための戦車である、こういうふうに承知をいたしております。

○大出委員 これは江崎さん、常識でお考えにな

ればわかるでしょう。いままでM48なんという戦車をC5Aギラクシーで持ってきて、いきなりダナンに持っていくことがあったことはない。あれを持っていくところは一、二番北に近いところはダナンしかない。ダナンがユエを守るのに一番近い。それで、ダナンに五台運んでいる。市当局だって確認している。ちゃんと司令官にも会って話をしているのですから。そうすると、こんな四十六トンあるやつを二台ギラクシーに乗って運ぶ地域の人はいくらもいる。それで、厚木の基地でさえ、あの上をギラクシーが飛んだというので、電話がかかってくるくらいです。そのくらい神経質です。そうすると、そんなにまだかつてやったことがないことを何でやるのだということになる。片や新聞で明らかになっているように、アメリカの通信社から入ってきているのですから、これは割引のしやうがない。こちら側も、みんな戦車を置いて逃げちゃったり、みんなこわされちゃったり、ユエを守ろうというのであれば、どうしても唯一の戦車であるM48が必要だ。だから七十九台についても、送れという指令が来ているというのを現地の司令官が答えている。しかも五台は送ってしまった。それで、そうなる、送れという指令が来ているというのには、必要だからです。米軍は戦闘していますか。遭遇してわずかな米軍が初めて戦争したと書いてあるだけで、してないでしょう。やっているのは南ベトナム軍です。そうすると何で戦車が必要ですか。米軍は戦ってはいない。補給だ。後方支援というかつこうになっている六万人足らずの米軍に、戦闘用の戦車が必要ではないでしょう。ソビエト型戦車に対抗するためのM48ですよ。それはだれが考えたって、子供が考えたって、しかもC5Aギラクシーで送るなんというばかなこと、それをアメリカがこう言いましたという答弁では、国会は事が済みやせぬじゃないですか。

あるときにお書きになったように、ものは正直に言わなければいけないと言っている。長官になったとたん正直にものを言わなくなっちゃ困るじゃないですか。だからそこところは認めなさいよ。やっぱり必要なんであらう。あろういいますよ、それは。それで、いかがですか。あなた、そうお思いになりませんか。

○江崎国務大臣　　それで、あろうとは……

○大出委員　　つまり、いまのベトナム戦争で戦っているのは南ベトナム軍なんだから戦車が必要である。これだけは、新聞が報道するのとおり、七十何台について送れという指令が来ている。その戦争に戦車が必要なのではないか。そうなる、そう使うのは、米軍は戦争してないのですから、南ベトナム軍であらう。しかしアメリカはそう言っている。そのくらのところまであなたは認めない。それはあたりまえじゃないですか。それでなければ議論にならぬでしょう。

○江崎国務大臣　　これはやはりひとつ実情を十分調査いたします。これは御指摘になるような疑いは多分にあるわけですね。ただ問題なのは、米軍の所有している戦車を、ときどきであるようございしますが、貸与してある。所有権は米軍であるから、米軍が持ち帰ってオーバーホールをした、おそろくそういうケースであらうという一つの想像はできるわけですが、御指摘の点はきわめて微妙、重要な点ですから、これは十分調査したいと思ひます。

○大出委員　　これは逆で、微妙、重要な問題であればこそ住民は心配をする。みんなも心配をする。だから市長が抗議に行くようなことになる。それで、いま長官がいきなりおっしゃった、これはお互いに想像の域を出ないかもしれないけれども、だれが常識で考えたって、たくさん戦車を失った南ベトナム軍であることは間違いない。しかも、正攻法をもって出てきている北の装備というものが、中心が戦車であることも間違いない。対抗上戦車が必要とも、これまた間違いない。そうすると、所有権はアメリカかも知

しらぬけれども、使っておるのは南ベトナム軍だということになる。これまた間違いない。それがどういうレンタルのかつこうになっておるかは別として、援助しておることに間違いない。アメリカの南ベトナム軍に対する援助ですよ。そうすると、それは南ベトナム軍が使っていることは間違いない。そうすると、南ベトナム軍が直接戦闘に使っている戦車をこわれたから持ってくる、修理する、送り返す、この行動だということになる。はたして、さつき答弁がありました、地位協定上の米軍のためのということになるのか。南ベトナム軍の戦車を持ってきて修理するのなら明確に目的外使用ですよ。先般、私は厚木の基地に韓国機がやってきた点を取り上げた。つい一昨日、もう一機また韓国機が入ってきておる。韓国軍はベトナム戦線におるのですよ。現在盛んに往復しておるのですよ、調べてみると韓国機は、たいへんな精強部隊といつて、一線にいます。現に戦っている。米軍と違ふ。そこに使われている韓国機、これは明確に米軍機ではない。ではないが、あなた方はしきりに、これだつてレンタルの方式でアメリカは貸しておるのだらうなということ言う。明確に目的外使用ですよ。だからいまの点だつて、目的外使用の疑いがきわめて濃厚である。この点いかがでございますか。そう判断するのは当然じゃないでしょうか。

○江崎国務大臣　　大出委員が御指摘になることは、私、相当信憑性があるように思ひます。思ひますが、これはやはり政府の側に立ちますと、なかなかそう言い切れないものがあるわけですね。これは直接調査したわけじゃありませんので、したがってわがほうとしては、十分調査をいたしたくないと思ひますが、先ほど申し上げたように、あくまでアメリカの所有のもの、これがどういう形で使われているか、これも現実には調べなければわかりませんが、大出委員の想像される、またさつき述べられるような点はわかるような気がいたします。わかるような気がいたします。

すが、政府としてしからはこれに確答をしろ、こうおっしゃられると、十分調査の上お答えをするというのであります。やはり無責任のせしりを免れませんか、どういった点は、沖繩も戻ってまいりますことであらう。十分話し合いのうちに明らかにしていきたい。もともとアメリカ軍は、日本のおつておられますこの姿勢というものは、安保条約の適用においてもよくわかっておるはずですから、不安や誤解を生むようなことは極力少なくして、これはやはり大事なことだと思ひますので、いましばらくこれら調査の時間をいただきたいと思います。

○大出委員　　これは、日本から修理をされて送られていく戦車がベトナム戦争に直接参加をしておるということになると、まさに日本というものは、その意味ではベトナム戦争に加担しているということになる。それから、南ベトナム軍が使っているのだということになると、その戦争を修理するのなら、これは目的外の基地使用になる。しかも、そのみならず、憲法では国際平和主義をうたつておるのですから、そうなる、戦争の片方に加担をしたり、戦争の片方の戦車を目的外で修理したりなんということになるとすれば、憲法上問題がありますよ。日本の憲法の性格上、国際平和主義を明確にしておるのですから、そういう問題だという把握のしかたをされて、かつて昨年の四月二日に明確に拒否されたように、あなた方はほうで積極的に米軍に対して、合同委員会を開くことはできるのですから、協定のいかにさかのぼって問題をもう一べん整理してアメリカに対して。そして日本国民にとつてたいへんな不安の材料になっておる今日の現状にわけて、一体この戦車はベトナム戦場で使われているのかどうか。それは米軍が使っているのか、南ベトナム軍が使っているのか。南ベトナム軍が使っていることになるとすれば、それを保持してきて修理をするということは法律上疑義があるという点を、あなた方のほうから米軍になぜ申し入れないのですか。

○江崎國務大臣 先ほど島田長官が申しましたように、米軍の手によって直すということまで拒否はできないというたてまえをとっておるわけでありますが、いま大出委員が分析して言われるような点は、十分ひとつ今後米側と話し合いをして明らかにしてまいりたいと思っております。

○大出委員 これは横浜市、相模原市のみならず、いま周辺の市町村に広がっており、いずれも市議会開催要求が出ている。しかも住民運動という面でもとらえて、いま運動が起ころいつつある、こういう状況です。そうしますと、その根源は何かというよりは住民の不安です。ベトナム戦争の直接的な加担になつちやたら、これは一般の人が考えてもいい気持ちではない。だから町の人々の意見も聞いてみる必要がある。その中で、非常な不安、ベトナム戦争を非常に近くはだに感じますと云っている。だから、日本の将来の安全と平和のためにもこういうことがあるべきでないと言っているのです。多数の人は、だから、そういう国民のすなおな気持ちというものを、やはりあなたの方の立場としては、くみ取って米側に言うべきことはきつと云っておかぬと、沖縄が返ってくるという矢先でございまして、広大な沖縄の基地の問題もありません。まず本土の中のそのくらの処理ができなくて、吉野さん、外務大臣が何言つたつて、そんなものは信用しないです。だから、この問題はそういう角度でとらえて調査をする。米側にはきつりものを言う、申し入れる、そして話し合う。それで国民の不安に対して説得力のある答えを引き出す、その責任が皆さんに私はあると思う。その点をお認めただきたいのですが、いかがですか。

○江崎國務大臣 御指摘の点は確かに政府に責任があると思ひます。不安をいつまでも醸成しそのままにしておくということは、これは好ましいことと云ひたい。のみならず、わがほうとしまして、そういう不安解消のために十分責任をもつて努力をしたいと思ひます。これは先ほどから申し上げておるとおりです。

○大出委員 しかもこれは、日本人の従業員がたぐさんおられて、ほとんど修理部門ですから、三千人からいまして、そこで、旧来のものの中からも古い先例がありまして、いろんなものがこの中から、つまり修理の過程で出てきているのです。機関砲のたまたがキャタピラに食い込んでおたり、あるいは手投げ弾が入つておたり、その手投げ弾がだれかに持ち出されて暴力団の手に渡つたり、これは大騒ぎになった。これは当時の新聞にも出ておられますけれども、最近でも機関砲のたまたが何かが出てきている。解体しますからね。だからその点を相模原の市長も非常に心配をして指摘されている。だから戦場に使用された戦車に間違いない。そういうことについて、いまから政府が、いかげんにしないできちつと米側にものを言う。そして、合同委員会でも取りきめたんですから、そこに戻してこの問題の国民的不安にこたえる措置をとる、この必要がどうしてもある。

外務省の見方も承りたいのですが、私はそう思うのですが、外務省のお立場でも、やはり米側に對してものを言う責任があると思ふのです。が、まず、何がどうなつていいるか、皆さんの御答弁からするとさっぱりわからない。現地の自治体機構が一生懸命になつて調べて、それ相当の資料をみんな持つていいる。積み出した日にち、時間までわかっている。しかもどこへ行つたかという先までいろいろ調べていいる。そういうことをやっているわけですから、外務省が、アメリカがこう言いましたなどというところだけで事済む筋合いじゃない。しかも新聞記者の方々が現地にはおるのですから、そういう意味で外務省もしかるべき手を打つべきだと私は思ふのですが、いかがでございませうか。

○吉野政府委員 これは江崎長官がいまお答えしたとおり、われわれも実態をまず正確に把握して、その基礎に基づきましてわれわれの態度を決したい、このように考えております。

○大出委員 こまかい点がいろいろ相模総合補給廠問題にございしますが、冒頭に申し上げましたように、このまま、きよりの十時のニコソンの演説がどうなつていいるかわかりませんけれども、エスカレートするとすれば、個人的に考えれば遺憾だということも長官は言つておられる。ただ、政府としてどういふふうなものを言うかというのは非常にむずかしい段階だ、こういう答弁ですが、それはそれとして、また外務大臣との場面で再度申し上げますけれども、それにしても、エスカレートするということになるとすれば、また相模総合補給廠の受け持つ役割がさらにはつきりしてきてしまふ。だからそういう意味で、冒頭、われわれ委員会としても、これは検討して一べん行つてみる必要がある、こう実は申し上げておるのですが、その時点でさらにまたこれは論議を深めさせていただきたいと思ふのであります。ぜひひとつ不安をなくすという意味で、法的に、あるいは地位協定上、あるいは合同委員会における取りきめの上で、こままではしかたがないならしかたがないで、それなりにやはり理由づけをして明らかにする義務がある、手直しができるところは直す努力をしなければならぬ、そういう筋だと思ひます。

それから次にもう一つ、別の問題でございしますけれども、承つておきたい問題がございします。最近、私が防衛庁関係のいろいろな方々にお目にかかつてお話を聞かしていただいている中で、一部新聞にもちらちらと出ましたけれども、四次防衛をめぐる扱いですね。私は、この防衛二法は新しいものが二つ出ておりますけれども、これは四次防衛にかかわり合ひがある、こう申し上げざるを得ない。そうすると、四次防衛がきまつていないのに提案理由の説明を承るわけにはいかない、こう考えておるのですが、さて例の予算の先取り問題をめぐりましていろいろなことがありました。そこで、どうやら皆さんは、旧来の答弁よりは、たいへん早く四次防衛の決着をつけたい、そういうふうな聞き取れる。しかもその中にはT2あたりの問題やなんかもありまして、凍結なんという問題も

ありますから、RF4EにしてもC1にしても

うでございしますけれども、凍結解除をはからなければ発注できないという問題がある。その間の問題等から、もう一つ経済的な見通しというものの先見性を欠く、なかなかまとまらない、こういう中で、江崎さんが就任早々から強調されている三つばかりある歯とめ、限界ということに類する御発言等が、少しどうも大蔵大臣サイドにおいても変わつていられるように受け取れる。

それは何かと云うと、国力、国情という国防の基本方針にあります。旧来からまさに長年政府が強調してきた焦点になつておる問題を、少し変えてこられておるようには感じます。というのは、国力、国情という中に、GNPの一体どのくらいに見るかというふうな問題で、一%以内、こういうものの考え方がありましたね。ところが、その辺のワクを取りかかると、最近の四次防衛をめぐる動きの中に感ぜられる。具体的にはあとから申し上げますが、そこらのところをそのままにされたんでは困りますので、長官のほうから、ここから先のところをどういふふうな考えておられるのか、御説明いただきたい。

○江崎國務大臣 四次防衛案を策定します、いわゆる主要項目を策定する努力は、防衛局において従来とも継続的に進んでおるわけです。新聞等でいろいろ言つておられますが、GNP一%にこだわらないというのを何も強調してその歯とめをはずさう、こういふつもりになつておるわけではありませぬ。要するにこれは、どういふことであらう形になつてあらわれたいか、明らかでありませぬが、GNPの一%程度というものがいゆる防衛力の限界を示す重要な尺度ではない。これは私衆議院でも参議院でも、それぞれの予算委員会でも申し上げたところでありませぬ。一つの標準ではある。それは一%以上に今後持つていこうという意図を込めて申し上げておるのではないのでして、むしろ歯とめ論が展開されるときに、三次防衛においては一%程度のものが、一つの重要な参考資料であつても、一つの基準資料であつても

も、これが絶対のものではない。

これはもう御承知のとおり、どんなGNPが従来のように伸びていけば、同じ一%といまして、金額は相当際限なく膨張いたします。それからまた経済がスローダウンして思ったより伸びが悪く、いというところになれば、この一%を上回ることもありましよう。ところが、これは三次防以来の一つの標準ですから、これを大幅に上回るなんというようなことは、とうてい、日本の国情から申しまして、また今後四次防を策定する上におけるものの考え方、これは従来申し上げておきますから、重ねてくだい話は差し控えますが、そういうものから言いましてちよつと考えられませんか。やはり一%程度というものは重要な参考基準ではあるというふうには考えております。ただし、これが絶対のものではない、これはもう何度も申し上げておくとおりでありまして、しかればそういう表現をするから、このたび主要項目策定にあたり金額を割っていく上において、一%を大幅に上回るようなことを考えておるのか、さようなことは考えておりませんというふうな率直に申し上げてよろしいかと思ひます。そのあたりに、経済の見通し等と相まってなるべく早く策定したいわけですが、その拙速にもいかなる、目下検討しながら非常に悩んでおるといのが実情でございます。

○大出委員 悩んでおるのはいいのですが、長官の答弁を議事録で読みましたが、持っていくのがめんどくさいので、ここにのるのを簡単に言いますが、長官の答弁には、わが国には憲法上の限界のほかに、防衛政策の大きな三つの歯どめがある。第一に非核三原則。第二に徴兵制をとらない。そして第三に防衛費をGNPの一%以下に抑えるという政策である。あなたはこういうふうにお答えになつてゐる。マンパワー、金、兵器、この三つの面からワクを設けているので、軍国主義復活という心配はない、こういう答弁を江崎さんはされている。いわゆる三つの歯どめを強調されています。

ところが、いまの御答弁の中にも、ちよつと経済がスローダウンしたときは一%こえる場合もある。参考だというにしては、これはすいぶん旧来から後退をされました。あなたは三原則をたいへん強調されて、一%以下だ。あなたは今度は、一%こえる場合もある、こう言う。そうすると、経済的な見通しのスローダウンの中で、今回の四次防の先取り事件云々ということになつたのも、経済的ないろいろな原因があるのしょうが、見通しという問題を欠いたということなどもいわれている。そうすると、このあたりではすせるものははずしていいという、悩んだあげくのはてに——これは防衛生産委員会なんかなかなかやがましいもので、スローダウンしてGNPが伸びないというところ、一%以下だなどというふうなことを長官に言われては迷惑だということ、長官としてあなたは陳情されているのじゃないですか。江崎さん、どうもあなたが長官で、一%以下だなんてことを国会で再三言われては困るなんというふうなことをあなたは言われて、それも悩みになつてゐるのでは困るので、そのところを私はきちつとしておきたい。だから、国力、国情という中で、旧来一%以下といわれてきたのだが、そのところは、こだわらないならだわらない、やはりその方針でいくなら行く、これはつきりしてください。

○江崎国務大臣 よくわかりました。これは大出委員が分析してお話になつたので、なるほどそういうふうな疑いが新聞記事にもなつたのかなと——これは私の表現が少し足りないわけですが、私自身は、海外派兵はしないとか徴兵制はとらない。そして定員確保でマンパワーに限界がある。これなどは全く防衛力の一つの限界としては十分主張できるものと思つております。ただ、GNPというものは非常に変動の大きいものだから、これが他の条件に比べると、比較的、条件の権威という点においては浮動性というものが多く、こういうことが言ひたかつたわけですが、それがいま御指摘のようないふ心配になつておるといふので

ありまするならば、これは私の舌足らずであつて、私自身が、四次防を今後策定していく上において、やはりGNPの一%以内、これを基準に考えていくという方針に変わりはございません。これはつきり申し上げておきます。したがって、経済の見通しをどうとらえるか、このあたりがまた微妙な問題になつてまいりますが、五カ年全部の計画が策定されなければこれは予測もつかないというものではございませんから、およその予測がつけば、そこは一%程度というものを踏まえながら策定していく、こういう態度には変わりませんで、これは御安心願ひたいと思ひます。

○大出委員 私とあなたとのNHKのテレビ討論会のときにも、あなたは三つ言われたのです。非核三原則の政策をとつておきます、徴兵制度はやらないのです、そういう政策を明確にしております。GNPも一%以下に抑える、だから四次防云々言われますけれども全く心配ございません、というのが長官が国民におっしゃつたことです。だから、こころがゆらいてくると事きわめて重大で、さつきは、スローダウンすれば一%をこえるなんという口をばしられるので、その点は私はきちつとしておきたい、こういうわけでありました。実は十二時半に外務大臣がお見えになつたというので、中に突込みますと時間がなくなりますから、わがほうの国対なり部会なりの中でいろいろ言われている問題がもう一つありますので、それだけ取り上げて、あとひとつ皆さんのほうの御回答等をいただいて、残つた点は保留していただいて、時間の関係でございますからあとからひとつ……

そこで次の点ですが、内局の皆さんとも私も長いおつき合ひでございますから、あまりこういう問題を言いたくないのですけれども、どうも予算委員会のほうのあと片づけを内閣委員会に持ち込まれた手前、防衛二法案なる法案を審議するならば——私は実は、防衛二法という継続審議の分については議論に入らざるを得ない、こう言つたら、私どもの党内は、まだたくさん法案があるはず

じゃないか、事防衛の防の字がついたやつはやめてくれというわけですが、三国会目です。それからもういよいよというので審議に入ることにしたのですけれども、それならば、法案のあるうちにひとつはつきりさせてくれという皆さんの御意見がありまして、実は申し上げざるを得ないわけでありました。

それは、先取り事件以後、例の立川への強制移駐といわれた問題がありました。沖繩への物資輸送の問題がありました。あるいは統幕議長、サイゴン行きがありました。いろいろな中で、責任の所在ということが問題になつた。ところが、これは木原氏が、この間一べん私、留守をいたしました。おそく取り上げた気があつたのだと思ひますけれども、どうもその後さっぱり明らかにならないというので、これは一体長官はどう考えているのかという点、これは注文がつけられましたので、まず長官から御意見を承つて、私のほうも幾つか意見を申し上げたい。これもいままだ悩んでおられる最中のように思ひますけれども、お答えをいただきたいのであります。

○江崎国務大臣 まことに御指摘の点がだんだん延び延びになつておりますが、実は先般、沖繩の物資輸送の問題につきましては、防衛庁内において、それぞれきびしく訓戒をしたり注意喚起をしたり、まあ処罰をしたわけですが、これはもう、事が起こりました時点で直ちに、当時夜の十二時までかかりまして、やつたわけですが、あとの問題処理等を一体どうするのか。防衛庁自体の立場から言いますと、ことしは四次防の策定という重要な問題がありました。これは見解が違ひまして、いろいろ国会側に迷惑をかけたことはなほ遺憾なことだといふふうに思つております。もう一つ重要な問題は、沖繩のいわゆる基地の取得、これは施設庁側としての重要な問題であります。それから準備要員を、自衛隊員は建物、土地等の管理要員ということで最小限にとどめまし

たが、復歸までにできるだけ自衛隊というものを沖縄県民の理解に供したいというような努力を払っておるわけであります。

何よりも大事な問題は、あの基地の契約等をどうするかということでありまして、鋭意これは施設庁長官が指揮をいたしまして、目下交渉中というわけでありまして、これは非常に重要な問題であります。したがって、できれば沖縄返還の日といえますか、五月十五日、この時点までは、防衛庁としては、従来のいろいろな行きがかりもありましたし、御指摘のような問題、特に責任の所在を明確にしたり出所進退を明らかにするとかいろいろな問題もありますが、まずこれは、一応あの時点で物資輸送の問題等については処置をしたことでもあるし、この十五日までの時点を十分一致結束してあやまちなきを期したい。そういう結果が、現在非常な困難を續けておる中にも、どうやら基地の契約も一とりの明のみがとれつつある。なかなかむずかしいものこれはございませう。中には、主席選挙や県議員の選挙等々が済んでからでいいじゃないかという意見の地主さんもあるようでありまして、全部が全部というわけにはまいりませんが、どうやらいま予定の計画を遂行しつつあるわけでありまして。したがって、これを済ましたあと、定期異動などを含めましてひとつ形を整えたい、こういうことで目下内々実は検討をいたしておるというのが実情でございませう。

したがって、いまいつごろするかというふうに具体的には申し上げられませんが、返還をされますと、おのずとこの問題は決着をつける時期が来てるのだというふうに思っています。したがって、ただいせん日を延ばしたということではございせん。あくまで沖縄の基地取得——自衛隊の配備はおくらせたわけでありまして、さりとて、戻ってまいります自衛隊の基地施設等を今後どう運用していくか、これも重要な問題でありますので、目下はこれに全力を傾中しておる、こういうふうに御理解をいただきますして、そうは

ど遠からぬ機会におのずと明らかにしたい、こういう立場でありますので、この点は御了解をお願いしたいと思います。

○大出委員 私、一つ心配があるのですが、私の立場が立場です。すなわち言いにくい面もありますけれども、この立川の強制移住云々といわれた問題をめぐりまして、再三参りまして制服の方々とも話を何べんもしましたが、何時に入れという命令を先遣隊長さんは受けていないというのです。これまた調べてみると、そのとおりなんです。これはそのまゝ私、書いておるのですけれども、中村さんが陸幕の三部長さんですね。この方と、それからまた先遣隊長の香月さんがお答えになつておるのですが、二十二時二十分、練馬から立川へというところで命令をもらつた。それには何時に立川の基地に着いて何時に入れというふうに書いてあったのかと聞いたら、全くない。そういう命令をもらつていない。簡単にいえば、二十二時二十分に命令がきて、三十分には立川へ向けて立て。それで何時に着くという命令がない。ないからそのまま入ったということ、これは明確ないきさつは明らかになつておるわけですね。そうすると、独立と云えるのかということになると、一体、命令がないものをやれば命令違反なんです。命令されたとおりに出発して、命令されたとおりに江戸島ゲートから入ったということになりますから、そうすると、これは一体どういうことになるのかという点で非常に大きな疑問ですね。

それからもう一つ、沖縄の物資輸送問題についても、調べてみたら、これは何も空幕だけじゃないです。一月十五日に公用物資で扱えよという文書があつて、大蔵より通産省と相談せよというふうになつて、通産省が武器が入っていないかというのを確かめてきた。そこでリストをつくつて、武器は入っていないかというのを保持して、武器は入っていないか。その上で送つたので、手続を正式に踏んで正式にやつておるんじゃないですか。そうすると、これもそう簡単に、独立だ独立だと言つていいののかという問題が出てくる。

そうでしょう。

衣笠氏のベトナム行きも、私、実はあのときにすぐある人から言われて気がついて、さっそく政務次官の野呂さんに聞いてみたら、知らないと言ふ。彼はあつて調べてくれました。そうしたら、国会等もあつて内局の方はみんなくづつただから、しかるべき人が行けないということ、おまえさんかわつていけということになつた。それが事実だとすれば、これもまた妙な話だ。そうでしょう。

だから私の言いたいのは、深追ひはしませんが、要がある。そうでしょう。だれだつて、どういふ立場の人だつて、責任がない人間が処分されてしまつたり、やめさせられたりしてしまつたのは、これはおさまらせねえですよ、無実であれば、そうでしょう、ミスがなければ、そうなる、そこらのところは、いかなることがあつても真実は真実なんです。やはり長官の責任において、そういう点はきちきちとしない、逆な意味でシビリアンコントロールはできない。だから、そこらのところが悩みの種であるならば、私はやはり、おそくなつても、その調査した結果はこうなんだということをばきりさせなければならぬと思ふのです。だからこれは、とんでもない週刊誌が例のタイの「アジア」ですか、静かなるクーデターなんというふうなことを書くようなものが出てくる。ちやうど私は、週刊誌の記者の方に聞かれましたので、集めてあつた資料を全部貸してしまつて、いま手元にありませんけれども、そういうふうなことが上がる。私はやはりそのころは、長官の立場で、何が一体どういふことになつて、こういう結果ができたのかということについては、これを正確に把握をする必要があると同様に、その筋は明らかにしていかなければならぬだらうと思ふのですが、そこらはどう考えておられますか。

○江崎國務大臣 これは的確な御質問でして、私全く大出議員が御指摘になりましたとおりに思つておるわけなんです。実はあの当時、一々こまかい話は申し上げませんが、たとえ予算委員会でも、物資の過剰輸送、空幕の問題が取り上げられました。あのときに予算委員会において、責任者を処分する、こういう話し合いが行なわれて、与野党の間で食い違ひがあつた。私は当時も、だんだん調べてみると、これは空幕長には責任がない。あの当時空幕長は百里の基地に出張しておりました。不在であつた。そういう事態で、次官以下が、関係者が知らない。私も知らない。それは次官も知らないのですから、私が知らぬのも当然であります。

ところが、基地から帰りました空幕長から直接話を聴取し、内部をだんだん調べてまいりますと、いま御指摘になつたような、繰り返してはいたしません、そういう事実が出てきたわけですね。いやそればかりか、内局においては、すでに四十数名の準備要員というものを沖縄に空幕から出張させる許可を与えている。その四十数名は、現地に置いて、送られたところの物資であるベッドを組み立てる、炊飯用具をあるべきところに置く、そういう仕事のために出かけていくのだ。そうであれば当然仕事の材料を送つたのである。しかもその物資そのものは、武器とは関係がないとはいひながら、他国に物を出す関係になりますので通産省の議を経るというふうなことで、内局も相談にあずかつておる。なるほど最高幹部は知らなかつたが、内局においてはチェックされておつたのだ。そうならば、これは、必ずしもいまの空幕長が罷免に値するような問題とは考えられない。常識的な判断には欠けたところがある。国会及び世上で自衛隊配備は慎重でなければならぬということがしばしばいわれ、総理みずからもそう言つておるときに、常識的配慮の欠けた点は私は認めなければならぬが、空幕長なる者がいたずらに政治判断を加えてくれたらそれこそ困るので、政治的な配慮というものは内局がすべきだ。その内局が注意喚起を怠つたというのであるならば、むしろ責任は内局のそれぞれの関係者にあるので

はないか。こういうことで、実は衆参両院の予算委員会でも、このことをしばしば申し上げて今日に至ったわけでありまして。このことは、私、調査ができました当時からはっきり申し上げておる。それでは、あの当時の知らなかったというのは一体何なんだ。これはまさに知らないことは知らないと言ふ。ああいう場合にうそを言つたり当面を糊塗したりいたしますと、とかく矛盾撞着があつてから出てきてつじつまが合なくなつてくる。だから、聞いておらなかつたということであるならば聞いていないということ。また、承知しないということとは率直に言つたらよからう。しかし、調査の結果ははっきりしてれば、そのことをまたはつきり言ひべきであつて、これは大出さんがいま御指摘になるとおりでありまして、そういうことを、しばしば機会あるごとに、特に参議院に予算が参りましてからの段階でも繰返し申し上げてきたわけでありまして。シビルコントロールというものはもとより、これもいまおっしゃる通りに、罪のない制服を罪におとし入れる、そんなことをしたら、これはいかにもシビルコントロールを誤る原因をなすものだと思います。

ただ世上、こういう問題の事柄から、内局、あるいは防衛庁長官も、この責任の所在について、検討の段階で手のひらをひるがえすごとく、いかにも空幕長に責任なしという言ひを言ひかへたかたのたのた、その背後にはどこからかおとしがかったのだらう、そういう疑いが週刊誌等にもおもしろおかしく取り上げられたことも事実であります。しかし私自身も、おとしを受けた覚えもありませんし、かりそめにもおとしなどがあつたら、私は政治家の責任において、特に防衛庁長官の責任において、これはどういふ形にしろ反発もするではありませんし、そういうことをシビルコントロールにもとることなんですね。ですから、これは重要に考えなければならなかつたと思ふのです。けれども、そういうことは寸毫もございせん。一切そういうことはないので。それが、日本の週刊誌等をどう参照したのか、あの当

時の、デマともなく、うわさともなく伝わりましたいろいろな話が、先ほど御指摘のような新聞に取り上げられ、外国にまでそういう疑わしいようなことになつたことは、いかにも残念に思つておられます。

したがうして、このことをいま繰返しただけであります。全く制服側には落ち度はなかつた。落ち度があるとするならば、これは常識的配慮に欠けた。これは嚴重訓戒というところで一応責任追及をしたつもりでおるわけでありまして。しかばあそこをどうするのか。これについては、いま御指摘の点などを十分配慮しながら、私は責任をもつて対処したい、こういうふうな考へております。

○大出委員 時間がほつぽつないようでありまして、いま私は四次防の問題と例の予算委員会が詰められました問題、二つ引き合ひに出したわけですが、最初の四次防のほうは、しからば一体時期的にいつごろまでにどういふ手順を進めるか。あとの法案の審議との関係もあります。扱ひの関係があります。そこらも含めまして、一体どういふふうな四次防という問題をこれから進めておいてなるおつもりなのか。当初いわれておりましたものよりは早くなるのか。早いとすれば大体どの辺のめどでお進めになるのか。

それから、一％論争がございましたが、この規模的なもの。諸経費なんというものは国防会議にかける必要はないとか、つまり装備重点に国防会議の議を経るとか、いろいろなことがいまいわれておりますが、そこらのところは一体どういふふうな考へておられるのか、締めくくりとしてこれはひとつはつきりさせていたきたい。

それから、いま私の、これは直接関係の方々へ承つたり調べたりした限り、後段の予算委員会に詰められた問題は、私の知る範囲で判断をすれば、やつぱり責任の所在は明確にしなければなりません。あれだけ国民に大きな波紋を呼んだのですから。だがしかし、その責任の所在というものは、よほどこれは皆さんのほうで慎重な調査の上で、これが真実だといふものを明確にして、その

真実に関する限りは皆さんの内部においてだれも異論がない、だれが考へてもこれは間違ひない、ほんとうなんだという、その上に立つてやりますと、何がどうちに行つてどういふことをやるにしたい、これから先ますますふえていく。私は非武装中立論を唱えていまして、沖縄に自衛隊を派遣されることにまづ正面から反対です。だが、それにもかかわらず、現に存在する大きな国民の税金を背景にする集団であります。そうすると、それに対して世に上いわれるコントロールということになると、そこが的確でない、国民が不安を持つのはあたりまえで、週刊誌であつたり外国の新聞であつたりといふところから、いろいろなことを表に出されると、ますますもつてこれは国民にとつては迷惑な話であり、あるいは心配の種である、こういうことになる。だからそういう意味で、あくまでもこれは皆さんの中において、間違ひのない真実、だれもが肯定すること、その上に立つて事に当たるといふことになければならぬと思ふのです。

○江崎国務大臣 重要な点だと思ひます。四次防につきましても、年度内に策定したいといふことを当初考慮しながら、経済見通しといふものがはつきりしないといふことで先に持ち越した。これがいろいろな見解をめぐつて疑義を生じ、ああいう結果にもなつたわけでありまして、経済の見通しが、絶対ではありませんが、やはり立たないから延ばしたくらのものだから、早めるといふても、そう常識の範囲を逸脱して早めることができるものじゃないと思ひます。防衛庁からすれば、なるべく早く策定したい、これはおわかりいただけると思ひます。しかし、いろいろな諸条件等を考えますと、やはり八月ごろと当初いわれてはいた線から、そんなに早くすることにはちよつとむずかしいのではないかとといふふうに考へております。この点ははつきり申し上げておきます。金額等については、これはまあ一言にはなかなか説明がつかない。そのことがわからぬのですからきめようがないわけですね。しかし、うかといつて、中曾根私案といひ、あるいはまた西村修正案といひ、西村さんの案は表には出ておりませんが、これは白紙に戻つたわけですが、ただむやみに数字を積み重ねてきたものではな

びるということは、これは非常な不安、動揺、あるいは気分にも引き締めるべき綱紀が逆になるむというふうなこともあり得ますので、そのあたりは十分考慮して結論を急ぎたいと思っております。御了解いただきたいと思います。

○伊藤委員長 大出君に申し上げますが、いま外務大臣を請求して、約束だから約束どおり、われわれはできるだけ犠牲を払って沖頭に差し上げたのだからということで、いま塩谷委員も行っておられますので、すぐ来るだろうと思います。

○大出委員 それでは、実は本来のこの法案に關しての問題が一つございまして、警備隊その他の問題がございまして、それと先ほどの残っております問題がございまして、あと新たな問題が二つ三つございまして、伊藤委員の時間の関係も実はございまして、伊藤委員のほうから防衛庁に質問が二、三あるそりでありますから、私の質問は先ほど御回答をいただいておりますので、この辺で保留させていただきます。明日にでもお願いいたします。

○伊藤委員長 では、明日にでもお願いいたします。

伊藤惣助丸君。

○伊藤(惣)委員 私は外務大臣に、ベトナム戦争を中心として、日本の米軍基地の使用状況について地位協定の立場から、また沖繩問題について質問する予定でありますけれども、時間の関係で防衛庁長官に、二、三問伺っておきたいことがあります。

初めに、横浜市のノースドックについてはどういふような実態なのか、防衛施設庁からお答え願いたい。

○島田(豊)政府委員 ノースドックにつきましては、海上の輸送施設として提供いたしておりますが、御承知のとおり、モータープール地区を埠頭の部分に移設するという計画がありまして、それにつきまして話し合いを米軍並びに横浜市——横浜市がこれに關連いたしておりますのと、それから現地の会社との関係で現在話し合いを進めておるといふ段階でございます。

○伊藤(惣)委員 もっと明確に伺いたいたすけれども、鶴崎参事官でもいいですが、現在どういふふうに使われておるか。一つは、ノースピアというの、米軍のLSTとか相模補給廠との関係において、先ほど同僚委員からいろいろ問題がございましたけれども、ベトナムの物資はすべてこの埠頭から出ているということなんです。その点、防衛庁いかがですか。確認しておきます。

○鶴崎政府委員 必ずしも正確には知識を持っておりませんが、ノースドックは在日米軍が海上輸送によって物資を受け入れる、あるいは物資を外に出すというふうな場合に埠頭を利用しておるといふふうに承知いたしております。

○伊藤(惣)委員 最近の新聞報道にも、戦車の修理が行なわれて一部は横田基地からC5Aギヤラクシーで緊急に輸送された、あとはノースドックあるいはノースピア、そこからLSTによってベトナムに輸送されている。すなわちベトナム米軍に対するすべての輸送物資を運ぶ専用埠頭である、このように伺っておるわけでありませうけれども、その点いかがですか。

○鶴崎政府委員 ベトナムに送る物資がすべてこのノースドックから輸送されておるかどうかというところは、私、承知いたしておりませんけれども、そういう面にも利用されておるといふふうに承知いたしております。

○伊藤(惣)委員 ではもう一問。そのいわばノースピアに現在自衛隊がいるわけですか。いかなる任務ですか。

○鶴崎政府委員 横浜市内に陸上自衛隊の京浜港海処理隊という部隊がございまして、これは、自衛隊が米軍から供与される有償、無償の物品、これを受け入れ、通関の手続をとるという仕事を任務としておられて、いま御指摘のノースドックにある米軍の輸送関係の港務司令部の建物の一部をこの京浜港海処理隊が利用させてもらっております。しかしこれは、そういう業務が発生したときだけ、ごく若干の面積を利用させていただいております、業務が終われば引き揚げるというところで仕事をやってございまして、これはあくまでも自衛隊が米軍から供与される物品に關する業務を行なっておるということで、米軍自体の物資の出入りについてこの京浜港海処理隊が關与するということとは、その任務上からもあり得ない、また実際そうである、こういうことであります。

○伊藤(惣)委員 私はその辺が非常に問題なんです。要するに、ベトナムに対して米軍が物資を補給するその港に、しかも専用埠頭に自衛隊の制服が常駐している。たとえば米軍の補給廠は幾つかあります。相模原もそうであります。ほかにもあります。しかしながら、その施設管理というものをする場合、施設庁關係の職員がその施設管理を地位協定第三に基づいてやるとしても、制服自衛官がそこにはない。どうしてノースドックに限っていわば制服自衛官が常駐しているのか。たとえば、いまあなたがしゃつたように、有償、無償援助、いわゆるMSA協定によるナイキ、ホークとか、あるいはまた、ほかの自衛隊に供給されるそういうものの立ち会い、これは確かに過去にありました。しかしそれは常時ではない。ところが現在では、常時、しかもまた専用埠頭に制服自衛官が、いかなる任務かはわかりませんが、けれども、国民の立場から見ると米軍の輸送物資、すなわちベトナムに行く物資に何らかの形で協力している。あるいはまた、いる必要もないのにそこに制服自衛官が常駐している、こういう点を私は指摘するわけでありませうけれども、これは防衛庁長官いかがですか。

○江崎國務大臣 これは先ほどからお答えしておりますが、そういうものに關連しておるものではない、むしろありません。私どもが聞いておりますのは、總務、運用、業務、この三つの課から成り立っております、約九十五名、現在九十四名、こういうことであります。これが外国援助物資の受領に關する業務を行なう。これは最近、援助物資といひましても、いろんなものがそりたくさんあるわけではありませんが、やはりMAPの關連のもの、そういったものや、それから自衛隊の器材でどうしてもアメリカ側から輸入しなければならぬもの、供与されるもの、こういった兵器、器材關係のチェックをして受け渡しをする、こういうふうな報告を受けております。

○伊藤(惣)委員 これは私の調査では、制服自衛官三佐が責任者で九十五名いる。これが先ほど申し上げましたように、MSA協定、いわゆる軍事援助協定に基づいて、米軍から供与される武器、弾薬を受け取るときには当然立ち会いに出てきた。それはわかるのです。ただ最近、もうずっと常駐しているじゃありませんか。そしてその専用埠頭は、御存じのようにベトナムに、戦車をはじめ装甲車、あるいはまた軍需物資を専用運ぶ米軍専用の埠頭ですよ。そこに制服自衛官がいる。これは重大問題ですよ。ですから制服自衛官が、ベトナムに物資を輸送するその任務には直接は携わらないとしても、何らかの協力をしているのではないかと、こう思うのです。まず、一年じゅうあの埠頭に常駐して米軍からのいろんな兵器を受け取るだけの仕事があるのですか。

○江崎國務大臣 無償援助物資、これはもとよりですが、有償援助物資についてもやはり引き渡しをする、これは申し上げたとおりです。それから、さっき申し上げましたように、誘導弾關係の調達部品、これはどうしても日本ではできないものをアメリカ側から供与を受ける、有償で取り入れる。そういうふうな場面に立ち会ふために必要で人員と物資は相当動いておる、こういうふうな聞いておりますが、詳細は政府委員から申し上げます。

○伊藤(惣)委員 答弁できますか。大出委員の質問もありませんから、私は長くやりたくない。ただ、ここで私ははっきり申し上げたい点は、何と言おうと、米軍がベトナムに物資を輸送する専用埠頭に、そこに自衛官が一緒にいるということ。制服自衛官ですよ。そしてそれが常駐しておるといふ事実。私はこういうことは非常に誤解を受け

と思うのです。いま防衛庁長官が申しましたけれども、無償援助なんかもうしないのです。もういまは高い有償援助ですよ。しかもある時期に限ってですよ。であるならば、私は即刻引き揚げるべきだと思ふのです。常駐ではない、どこまでも自衛官の、あるいは自衛隊が使う物資のみを取り扱うのであれば、そのときに派遣すればいいと思うのです。これはきわめて大事なことでありますので、防衛庁長官はつきりしてもらいます。

○江崎国務大臣 先ほどから申し上げますように、やはり日本でもできない兵器の不足部品とか、いろいろな器材を収納するための要員、こういうふうに私は報告を受けておりますが、さっきの大出さんの相模補給廠の疑義とやはり似通った一つの疑義を伊藤さん提起しておられるわけでありまして、まさに重要だと思ひます。少なくとも日本が何かベトナム戦争に介入しておるような誤解をそこから生ずるといふようなことがあつてはならぬと思ひます。したがつて、もしそういうような形がありとするならば、これは自衛隊の任務以外のことでありますから、引き揚げるということもありましようが、現在には必要で置いておるというのを私は申ししておりますので、これは十分調査の上御返事ができるようにいたしたいと思います。

○伊藤(憲)委員 いつも防衛庁長官、前向きで、調査の上慎重に検討と、考へるみたいなのことを言つて結局は何もやらないことが多い。(江崎国務大臣)いや、そうでもないですよ(と伊藤)そうでもないことはない。私はいつもそこでごまかされてしまふのです。私はごまかされないようにに申し上げますけれども、とにかく、いま言つたように、私たちから見れば、日米安保という一つの関係があつたとしても、それは明確に違ひの。しかもほかの基地や何かに制服自衛官がいるか。それは共同使用とかあります。しかしながら、まず任務を遂行する場合には、施設庁であるとか、あるいはまたそれ以外の方々がタッチするわけですね。制服自衛官がその専用埠頭にいる法

的根拠はどこに基づいてるのですか。
○鶴崎政府委員 先ほど申し上げましたように、ノースビアの米軍の輸送司令部の建物のごく一部を、数名の自衛官が物品の受け入れ、通関手続のために利用させてもらつておるのですが、この利用は、いわゆる地位協定の三条に基づいて米軍の承認のもとに利用しておる、こういうことであります。

○伊藤(憲)委員 そうだろうと思ひから私も持つてきたのですが、制服自衛官が管理するのですか、その基地内を。それで、数名がいつも荷物引き取りのとき立ち会つておる。どうして現在九十五名もいるのですか。

○鶴崎政府委員 九十数名というのは京浜港灣処理隊の本隊でありまして、これは横浜の駐とん地の中にございます。その出先のような形で、数名の者がいま御指摘のノースドックの米軍の建物の一部を利用してもらつておる、物品の出入りのときにこれに立ち会つておる、こういうことで、この百名近い者が常にノースドックの中におるといふ状態ではございません。

○伊藤(憲)委員 だから私は、そう言われるからちゃんと調べてきた。これは業務課の人でしよ。しかも数名じゃないですよ。十名ですよ。ちゃんと私は調べて申し上げておるのですよ。

そこで防衛庁長官、一般的に考へますと、これは何と言つても、専用埠頭に日本の物資が来ないときでもいるということ、ベトナム戦争に対する物資輸送の協力をしておるのだということについて反論できませんよ。できますか。もしそうでないと言つても、何でそんな専用埠頭に置くのか。であるならば、ほかの基地にも地位協定第三条に基づいて置かなければいけない。ほかは置かないでなぜここだけ置いているのか、ここが問題だ。だから私は、建物の一部を借りておるのですから、何もそんなに重要じゃないと思ふ。だから、誤解を受けるようなことであるのだから、即刻私はこれは引き揚げるべきだと思ふのです。いかがですか。

○江崎国務大臣 誤解を生むようなことがあつてはならぬと思ひます。しかし、引き揚げるかどうかは、これはやはり実務を十分調査しまして、そして判断をしたいと思ひます。それで、いま直接担当の責任者が十名程度はどうしても必要だということをお願いしておりますが、これは、置いてぜんそのままに過ぐすなうというふうなことのないうちに、まさに十分調べて、誤解を生むようなことのないように、はつきりけじめをつけたいと思ひます。

○伊藤(憲)委員 大出俊君。
○大出委員 先ほどの質問のところで、アメリカ局長吉野さんが、大臣の旅先でお話しになった記者発表について話し合つていない、こういうことでございまして、そこで、まずひとつ、きょうのニコソン大統領のテレビ演説があるわけですが、これは大臣、お耳に入つておりますか。

○福田国務大臣 私は、朝から閣議、経済関係閣僚協議会、国会で、まだ詳細は承つておりません。おりませんが、大体のことは事務当局から聞いて承知しております。

○大出委員 大体のところどんなことでございませうか。私も朝から質問してましたので、全然大體も聞いていないのですけれども……。

○福田国務大臣 大体のところは、アメリカが北ベトナムの諸港の封鎖を行なう、こういうことで、すね。そして、そういう封鎖を行なう目的をもつて十一日までに機雷を敷設する。したがつて、すでに停泊しておる船は出港せられた、また、入る船があれば機雷が敷設してあるということ警告をする、こういうことでございまして。

○大出委員 このベトナム戦争の当否について云々というのじゃないのですけれども、今日の段階をながめて、私は、いまの大臣の説明からすれば、ある意味でのエスカレートだろうというふうに思ひわけです。これを一体外務大臣としてどういうふうにごらんになつておるのか。先ほど江崎防衛庁長官は、これ以上エスカレートするとすれば、個人的にはたいへん遺憾なことだ、こ

う思つておるという御発言がありました。そこらのところは、あわせてひとつ外務大臣からお答えいただきたい。

○福田国務大臣 ベトナム戦争につきましては、私どもは何とか早くこれが終結に至つてほしいというふうにご考へておつたわけですね。私どもが戦争の当事国じゃございせんものですが、これは、そう、具体的な行動はとれませんが、もし、アジアの隣邦といたしまして何かお役に立つことがあればというので、先般、外務省の役人を北ベトナムに派遣する、そこまでやつております。そこで報告を聞きますと、北ベトナムの国民は一日も早く和平をというのを非常に願つておるというのです。それから南のほうでもそういう国民のムードですね。そういうムードが南北の国民の間にみなぎつておるというのですから、私はこれは、話し合いによるベトナム問題の最終的処理ということに一つの望みを持つておつたのであります。不幸にしてこの事態が非常に深刻な段階を迎へることになつてきておる。私は、この深刻な事態になつたといふことは、そういう私の考へ方からするとたいへん予想外であり、また遺憾なことである、こういうふうにお思ひます。が、ただ国会で、さつきも御意見がありました。私どもが一方的に、どつちがいい、どつちが悪いといふことを言う立場にはないと思ひます。もうわれわれがこの段階でなすべきことは、一刻も早く南北両当局が武器を捨ててテーブルに着く、こういうことを念願し、そのためにお役に立つことがあればこれを行なうといふことであらうか、こういうふうにご考へております。

○大出委員 伊藤さんの時間もありますので、いまの問題にからみまして二点ほど承つておきたいのであります。一つは、たいへんエスカレートする。残念なことでありまして、遺憾なことではございますが、その点をお認めになつておるわけではございませうか、さて沖縄が返つてまいります。そこでやはり、沖

繩とベトナム戦争のできれば絶縁を、日本という立場でこれは考えなければいけないと私は思っているわけでありませう。

そこで、旅先、鹿児島でございませうが、大臣が、沖縄米軍のベトナム出動は、沖縄返還後、日米安保条約に基づく事前協議の対象になる、もし米側から事前協議を求められたときにははつきりノーと答える、こういうふうに語ったというのでございませうが、アメリカ局長に承りましたら、大臣と話していいのでというお話なので、直接大臣から、こういう記事でございませうけれども、その真意を、こういうことなのかどうか。かつまた、その旅先の記者発表の真意は一体どこにあるのかという点について、本席でお述べいただきたい。

○福田内務大臣 私が発言した趣旨を申し上げますと、ベトナム戦争のための米軍の活動、沖縄を含めわが国の基地がその活動の基地として使用されることはない。つまり、わが国がベトナム戦争の米軍の作戦軍事行動の基地化するということは、これはありません、こういうことを申し上げたわけですね。しかし、万が一そういうようなことがわれわれの見通しに反してあり得るということになると、つまり、沖縄なりわが国の本土から直接攻撃をするというようなことがありとすれば、それは事前協議の対象となる。その際にはわが国の政府はこの事前協議に對しては応じない、こういう方針である、そういうことを申し上げたわけですね。

○大出委員 もう一点承っておきますが、昨日まで沖縄の方々たくさん本土へ見えておりましたが、現地の実情もいろいろ聞いておりましたが、また別な筋からも、現地の今日のベトナム戦争の 에스カルメント段階における基地の状況というものを調べておりましたが、こまかくはまたあらためて大臣に承りますけれども、この沖縄の KC135、嘉手納に私が参りましたときには、四十五機ございませうが、カリフォルニアから先月末に十五機増機されたというので、それまでは三十機だった、こういう説明でございました。それは先月でございませう。

す。ところがこの KC135 が時間をきめて嘉手納の基地から南へ飛んでいく。そして帰ってくる。そうすると次の KC135 が飛んでいつてまた帰ってくる。行っている先はタイ国。そうすると、この KC135 の役割りはしからば何かといえば空中給油でございませうから、まずウタバオから発進する B52 の空中給油の役割りを果たすことになる。これも現実であります。それから北ベトナムの労働党機関紙の例のニャンザンなどには、二千人の米海兵隊が緊急出動という形で沖縄から乗船をした、第七艦隊所属のかくかくの船であるというところを指摘をして流れておりますが、沖縄の現地の皆さんに聞いてみると、沖縄から緊急出動をしている、これも事実であります。それから、沖縄にはたくさんベトナム破壊をされた武器、戦車等を含めまして陸揚げをされている、これも現実であります。そして修理工場に運ばれているたいへんな数の車両群、装甲車群、これも事実でございませう。それから EC121 偵察機の墜落がございませうが、SR71 も連日あつたで飛んでいる。こういう次々に起こってくる沖縄の基地の現実、これをすつとながめていきますと、いま大臣は、作戦行動の基地化することはない、こう言われるわけですが、コマンド部隊は輸送中心にたいへんな活動をしている。

その中で、ランパート高等弁務官がつい先日記者会見をいたしました、これは沖縄国際クラブで開かれた在沖米商業会議所総会、ここで演説をしていまして、この中で、ベトナムはもちろんのこと、東南アジアを含めて米軍が果たしている活動は、唯一絶対の基地である沖縄がある、それによって成り立っている、したがって、沖縄が返還されても沖縄の基地の機能というものはそのまま続けられていく、そういうことについてたいへん強調しているのですね。ここではつきり、ベトナムの後方支援、補給を含めまして明確な背後基地であること、これを高等弁務官自身が国際クラブで演説しているわけですね。そうすると、どうも大臣のいう形式的な意味の、つまり、ことば

の使い方でなくて現実に沖縄の基地がどうなっているかという点、一べんお出かけになってみればわかるのですが、それでもなおかつ、作戦軍事行動の基地化することはない、こうおっしゃるとすると、そのところは、出撃命令を受けていない、出かけるときには戦闘作戦命令を受けていない、そのことをさすのか。それとも、現実に沖縄はベトナム戦争の基地ではないというふうに、ほんとうにお考えになっているのか。そのところをもう一べん分けてひとつお話しをいただきたい。

○福田内務大臣 一つは軍の出撃の場合だと思ひます。その場合には、出撃する軍が、これが実際に戦闘に参加する部隊である。つまり基地というものは、そこから出撃をして、そしてまたそこへ帰ってきてまた出撃をする、そういうようなことでありうかと思ひますが、とにかく戦闘作戦行動の任務を持ちまして出撃をする。こういう際に、その出撃をした基地というものは作戦上の基地である、こういうふうな理解になるだろうと思ひますが、そういうことは予想しておらぬ、こういうこととなんです。万が一そういう性格の基地として、沖縄の基地、あるいは本土の基地にいたしまして、使つたという要請があれば、これは断わる、こういう方針であります。

それから第二は補給の問題ですが、戦闘行動があれば補給の問題が起ってくる。一般の補給は、私どもは事前協議の対象にはしないのです。しかし、この補給というものが作戦軍事行動と密接不可分の関係にあるというものにつきましましては、これは事前協議の対象とする、こういう考え方はあります。その際に非常に具体的なケースとして問題になりますのは、空中給油ですね。他の地域に駐屯をする、他の地域を作戦行動の基地としておる、そこから出撃した飛行機が空中において給油を受けるというところは一体どうなるのか。地上給油、これは明確に補給活動であるけれども、軍事行為と一体の関係にある問題であり、しかも地上、つまり基地そのものが使われる、こういうことから事前協議の対象とすべし、私どもこう

いう議論であります。が、今度は空中で行なわれる場合、これは非常にデリケートな問題になってくるわけなんです。これが作戦軍事行動と密接不可分の関係にあるのかないのか、そういうような問題、そういうケース。あるいは北ベトナム落下傘降下部隊が降下をする、そういう際に、その降下部隊に対して、飛行機の上から武器、弾薬等を補給する行為はたしてどういうものであるか、これも問題になるだろうと思ひます。

私どもは、そういういろいろなケースを考えまして、前者、つまり空中給油ですね。この場合は、とにかくいろいろデリケートな境界がある問題ですが、割り切った考え方をしなければならぬ。地上で給油する場合には事前協議の対象になる、しかし空中給油は事前協議の対象としない、こういう見解をとっておるわけなんです。それから落下傘の場合、これは密接な補給活動である、軍事活動と切っても切れないというふうに考えられる。したがってこれは事前協議の対象とすべきものである。そういうふうな非常にデリケートな問題がいろいろ起ってくるので、何か割り切った考え方をしないと、この問題は何か問題を残す、こういうふうな見解から、いろいろな御議論はあつてはよく承知しておりますけれども、そういう見解をとっておるわけでありませう。

○大出委員 あとの時間がありませんから、議論は省略いたしますが、締めくくりにもう一つ伺ひます。かつてエンタープライズが佐世保にやってまいりました、そのときに記者の諸君が司令官その他に会つて質問した。これからどこに行くんだ、南ベトナム、ヤンキーステーションに行く。すると、日本の佐世保からヤンキーステーションに行くわけですから、これは一体事前協議の対象になるのかないのか議論をした。ところが、外務省条約局長答えていわく、エンタープライズは航空母艦でありませう。そんなことはだれだってわかる。飛行機を載せております、飛行機を載せてヤンキーステーションまで行くのは飛行機の輸送でございませう、ヤン

キーステーションに着いて、そこから飛行機が爆撃に飛んでいく、これが戦闘作戦行動で、その基地はエンタープライズの甲板だ。あのとき私が質問したら、こういう答弁をしましたよ。大臣が言っておる話というのは、大なり小なりこれに類することになる。岩国から行くF4ファントムは、そのときに直接戦闘作戦行動の命令を受けていなかったから対象になりません、KC135も、ウタパオから飛んでいって空中給油をやっているんだから、対象になりませんという。しかし、現実に日々行なわれておる沖縄の基地の現状、動きというものは、沖縄県民百万の方々がだれでも疑いなく、ベトナムへの作戦行動の直接的、しかも唯一絶対の基地である。ランパート氏が言っておるように、

こういう認識をみな持っておる。ここにいまの答弁と現実の大きな隔たりがある。だから事前協議というものは死文化したということにならざるを得ぬ。そうすると、沖縄が返還されるというこの時点で、ベトナムとの関係はこのままにしておこうというお考えですか。それとも、ベトナム戦争に対する百万県民の不安があり、さてそうなれば、日本政府の責任において、デリケートだとおっしゃるけれども、一体どういう規制をして納得を求めるか。何か外務省は、十五日を境に復帰するのですから、そうすると、それに対して政府の責任、ベトナム戦争との関連においてどういう規制をするかという立場があつていいと私は思うのですが、そこらのところは、いまおっしゃるように、非常にデリケート、微妙でありますというこ

とで、さっきのエンタープライズの話しやありませんが、このままで過ごしていこうというお考えでありますか。いずれでありますか。

○福田内閣総理大臣 アメリカ当局ですね、ランパート参謀官を含めまして当局は、十五日からは日米安保条約が沖縄には適用される、こういうことはよく承知しておる、そういう状態でありまうから、安保条約のワクの中においてのみ米軍の活動というものはあり得るわけでありまう。それについてアメリカ側の誤解は一切あり得ない。そういうことから、ベトナム戦争というものは、これは沖縄ばかりじゃありません。横田あるいはその他の基地におきましてもいろいろ問題もあつたでしょうが、とにかくベトナムの状態が重大化した、そういう事態ではありますけれども、安保条約がいかなる基地についても適用されるということは、これはもう厳然たる事実でありますから、そのとおりにひとつ厳密に運用していきたい、こういうふうに考えております。

ただこういう問題があるのです。国会でいろいろ当方が見解を述べておるのですが、まだアメリカカとこれを突き合わせてきつちり合意というようになつていない問題がある。そういう問題をほらうっておきますといういろいろむずかしい問題をかもし出す、こういうふうに考えますので、なるべく早い時期に日米安保協議委員会を開催しましてむずかしい諸問題を整理してみたい、こういうふうに思っております。

○大出委員 これはもうおしまいです、いまの大臣の言うことになれば、安保条約が適用になるのは厳然たる事実である。だが、安保に基づく事前協議というのは、かつて今日まで、岸内閣以来一

べんも行なわれたことがない、これまた厳然たる事実である。そうすると、安保条約が適用になつたという形式的な認識だけが残つて、沖縄は返つてきたが、いま行なわれている沖縄の役割りと同じことが米軍に対して続いていく、これまた厳然たる事実になつてしまふ。私はそれじゃ困ると思うのですよ。

各種特殊部隊の活動というものはおおむねわかつておる。そうすると、特殊部隊、第七心理作戦部隊についても、私はかつて質問したことがありますが、それら特殊部隊は分けていつて、これはどういふ活動の分野にあるかということがわかつておるから、それについては、返つてきた以上どうである、あんなものを置いてはおかしいじゃないかという質問もあつて、安保のワクをはみ出したじゃないか。安保は適用になるから、ワクの中でやるでしょう、そういうことでは済まない。だから、そういう意味で一つ一つこれははっきりさせていく、国民に対する責任上。私は、ベトナム戦争の 에스カロート段階とあわせてその必要が早急になければならぬと思つておる。その意図がどうか。安保が適用になるからそれでよろしゅうございませう。事前協議はない、いまだかつて一度もないのです。そのまま過

ぎていく。それでいいというのじゃ、これは沖縄の皆さんが納得するはずもない。そこを何とかを、説得力ある日米協議というものをやりなつて、規制すべきものはするといふやうな姿勢がなきゃならぬ。できない限度があるかも知れぬけれども、それをやらなきゃならぬと思うのですが、そういう気持ちがおありかどうか。議論はあらためてしますから……。

○福田内閣総理大臣 私は、沖縄返還に際しまして、安保条約の事前協議事項の運用について再検討するといふ考え方は持つてないのです、いまこの時点では。しかし、沖縄が返つてくるいい機会だから、これはいろいろ勉強しなきゃならぬ。勉強した上のことではあります、なるべく早い機会に日米安保協議委員会を開いて、そして、安保条約の運用諸問題、特に事前協議の問題につきましてその相談をしたい、こういうふうに考えております。いまこの時点では、一般的な安保条約運用についての再検討、それは考えておりません。

○大出委員 沖縄が返つてくるというのは非常にいい機会だから、まあこういうことですね。あらためてまたお聞きします。

○伊能委員長 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 214,700	円 181,400	円 159,500	円 142,900	円 132,100	円 121,000	円 110,000	円 98,900	円 88,100
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
271,000	229,200	201,400	180,800	166,600	152,800	138,900	125,000	111,200
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
271,000	229,200	201,400	180,800	166,600	152,800	138,900	125,000	111,200
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
271,000	229,200	201,400	180,800	166,600	152,800	138,900	125,000	111,200
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,800	97,300
282,400	239,000	210,100	188,200	173,700	159,200	144,800	130,800	115,800
271,000	229,200	201,400	180,800	166,600	152,800	138,900	125,000	111,200
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
191,900	162,300	142,600	127,800	118,300	108,400	98,600	88,700	78,800
271,000	229,200	201,400	180,800	166,600	152,800	138,900	125,000	111,200
191,900	162,300	142,600	127,800	118,300	108,400	98,600	88,700	78,800
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
203,300	171,900	151,200	135,500	125,000	114,600	104,100	93,900	83,500
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
203,300	171,900	151,200	135,500	125,000	114,600	104,100	93,900	83,500
203,300	171,900	151,200	135,500	125,000	114,600	104,100	93,900	83,500
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
203,300	171,900	151,200	135,500	125,000	114,600	104,100	93,900	83,500
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
203,300	171,900	151,200	135,500	125,000	114,600	104,100	93,900	83,500
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700

別表第二 在勤基本手当

一 大使館

地 域	所 在 国	号			
		大 使	公 使	1 号	2 号
ア ジ ア	インド	円 470,000	円 359,900	円 311,500	円 263,100
	インドネシア	450,000	345,500	301,900	258,300
	ヴィエトナム	410,000	320,100	296,200	272,400
	カンボディア	410,000	320,100	296,200	272,400
	シンガポール	430,000	332,200	296,700	261,300
	セイロン	410,000	317,800	287,100	256,500
	タイ	470,000	359,900	311,500	263,100
	大韓民国	470,000	359,900	311,500	263,100
	中華民国	470,000	359,900	311,500	263,100
	ネパール	410,000	322,300	305,200	288,100
	パキスタン	410,000	320,100	296,200	272,400
	バングラデシュ	430,000	336,700	314,800	292,900
	ビルマ	410,000	317,800	287,100	256,500
	フィリピン	430,000	331,100	292,300	253,500
	ブータン	410,000	322,300	305,200	288,100
	マレーシア	430,000	332,200	296,700	261,300
	モルディヴ	410,000	318,900	291,700	264,400
	モンゴル	430,000	337,800	319,400	300,900
	ラオス	410,000	322,300	305,200	288,100
北 米	アメリカ合衆国	550,000	418,600	354,300	290,100
	カナダ	450,000	346,600	306,300	266,100
中 南 米	アルゼンティン	410,000	314,400	273,600	232,700
	ヴェネズエラ	390,000	307,900	295,600	283,300
	ウルグァイ	370,000	285,600	254,400	223,100
	エクアドル	370,000	287,900	263,500	239,100
	エル・サルヴァドル	370,000	286,700	258,900	231,100
	ガイアナ	370,000	287,900	263,500	239,100
	キューバ	390,000	305,700	286,600	267,600
	グアテマラ	370,000	287,900	263,500	239,100
	コスタ・リカ	370,000	286,700	258,900	231,100
	コロンビア	370,000	286,700	258,900	231,100
	ジャマイカ	370,000	287,900	263,500	239,100
	チリ	390,000	301,100	268,500	235,900
	ドミニカ共和国	370,000	289,000	267,900	246,900
	トリニダード・トバゴ	370,000	289,000	267,900	246,900
	ニカラグア	370,000	289,000	267,900	246,900
	ハイティ	370,000	289,000	267,900	246,900
	パナマ	370,000	289,000	267,900	246,900
	パラグアイ	370,000	286,700	258,900	231,100
	バルバドス	370,000	289,000	267,900	246,900
	ブラジル	430,000	332,200	296,700	261,300

214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
259,600	219,600	193,100	173,100	159,900	146,600	133,100	119,300	106,600
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
203,300	171,900	151,200	135,500	125,000	114,600	104,100	93,900	83,500
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
271,000	229,200	201,400	180,800	166,600	152,800	138,900	125,000	111,200
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
248,600	210,100	184						

	ペルー	390,000	302,300	278,100	243,900
	ボリヴィア	370,000	292,400	281,400	270,500
	ホンデュラス	370,000	287,900	263,500	239,100
	メキシコ	410,000	316,700	282,700	248,700
欧 州	アイスランド	410,000	316,700	282,700	248,700
	アイルランド	410,000	318,900	291,700	264,400
	イタリア	450,000	347,700	310,900	274,000
	ヴァチカン	450,000	347,700	310,900	274,000
	オーストリア	430,000	332,200	296,700	261,300
	オランダ	430,000	333,300	301,300	269,200
	ギリシャ	370,000	286,700	258,900	231,100
	サイプラス	410,000	316,700	282,700	248,700
	スイス	470,000	363,300	325,000	286,800
	スウェーデン	430,000	334,500	305,800	277,200
	スペイン	430,000	332,200	296,700	261,300
	ソヴィエト連邦	630,000	480,700	410,800	340,900
	チェコスロヴァキア	510,000	392,100	344,200	296,400
	デンマーク	410,000	317,800	287,100	256,500
	ドイツ	510,000	392,100	344,200	296,400
	ノールウェー	410,000	318,900	291,700	264,400
	ハンガリー	470,000	363,300	325,000	286,800
	フィンランド	370,000	289,000	267,900	246,900
	フランス	530,000	406,500	353,800	301,200
	ブルガリア	470,000	363,300	325,000	286,800
	ベルギー	450,000	347,700	310,900	274,000
	ポーランド	510,000	392,100	344,200	296,400
	ポルトガル	410,000	318,900	291,700	264,400
	マルタ	410,000	316,700	282,700	248,700
	ユーゴスラヴィア	430,000	332,200	296,700	261,300
	ルーマニア	470,000	363,300	325,000	286,800
	ルクセンブルグ	430,000	333,300	301,300	269,200
	連合王国	530,000	406,500	353,800	301,200
大 洋 州	オーストラリア	450,000	346,600	306,300	266,100
	トンガ	390,000	304,500	282,100	259,600
	ナウル	390,000	304,500	282,100	259,600
	西サモア	390,000	304,500	282,100	259,600
	ニュー・ジーランド	410,000	317,800	287,100	256,500
	フィジー	390,000	304,500	282,100	259,600
中 近 東	アフガニスタン	410,000	322,300	305,200	288,100
	アラブ首長国連邦	410,000	326,800	323,200	319,600
	イエメン	390,000	311,300	309,200	307,000
	イスラエル	370,000	287,900	263,500	239,100
	イラク	410,000	324,600	314,200	303,900

225,800	191,000	167,900	150,600	133,900	127,500	115,800	104,100	92,700
327,400	277,200	243,600	218,400	201,400	184,800	167,900	151,200	134,300
316,000	267,700	235,000	210,700	194,700	178,300	162,000	146,000	129,700
316,000	267,700	235,000	210,700	194,700	178,300	162,000	146,000	129,700
316,000	267,700	235,000	210,700	194,700	178,300	162,000	146,000	129,700
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
191,900	162,300	142,600	127,800	118,300	108,400	98,600	88,700	78,800
304,900	258,100	226,700	203,300	187,600	171,900	156,500	140,800	125,000
304,900	258,100	226,700	203,300	187,600	171,900	156,500	140,800	125,000
225,800	191,000	167,900	150,600	133,900	127,500	115,800	104,100	92,700
259,600	219,600	193,100	173,100	159,900	146,600	133,100	119,800	106,600
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
271,000	229,200	201,400	180,800	166,600	152,800	138,900	125,000	111,200
304,900	258,100	226,700	203,300	187,600	171,900	156,500	140,800	125,000
327,400	277,200	243,600	218,400	201,400	184,800	167,900	151,200	134,300
304,900	258,100	226,700	203,300	187,600	171,900	156,500	140,800	125,000
316,000	267,700	235,000	210,700	194,700	178,300	162,000	146,000	129,700
316,000	267,700	235,000	210,700	194,700	178,300	162,000	146,000	129,700
327,400	277,200	243,600	218,400	201,400	184,800	167,900	151,200	134,300
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
293,500	248,600	218,400	195,600	180,800	165,700	150,600	135,500	120,400
316,000	267,700	235,000	210,700	194,700	178,300	162,000	146,000	129,700
271,000	229,200	201,400	180,800	166,600	152,800	138,900	125,000	111,200
293,500	248,600	218,400	195,600	180,800	165,700	150,600	135,500	120,400
327,400	277,200	243,600	218,400	201,400	184,800	167,900	151,200	134,300
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
327,400	277,200	243,600	218,400	201,400	184,800	167,900	151,200	134,300
304,900	258,100	226,700	203,300	187,600	171,900	156,500	140,800	125,000
316,000	267,700	235,000	210,700	194,700	178,300	162,000	146,000	129,700
304,900	258,100	226,700	203,300	187,600	171,900	156,500	140,800	125,000
304,900	258,100	226,700	203,300	187,600	171,900	156,500	140,800	125,000
259,600	219,600	193,100	173,100	159,900	146,600	133,100	119,800	106,600
327,400	277,200	243,600	218,400	201,400	184,800	167,900	151,200	134,300
327,400	277,200	243,600	218,400	201,400	184,800	167,900	151,200	134,300
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
304,900	258,100	226,700	203,300	187,600	171,900	156,500	140,800	125,000
327,400	277,200	243,600	218,400	201,400	184,800	167,900	151,200	134,300
304,900	258,100	226,700	203,300	187,600	171,900	156,500	140,800	125,000
293,500	248,600	218,400	195,600	180,800	165,700	150,600	135,500	120,400
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
259,600	219,600	193,100	173,100	159,900	146,600	133,100	119,800	106,600
259,600	219,600	193,100	173,100	159,900	146,600	133,100	119,800	106,600

	イラン	410,000	317,800	287,100	256,500
	オマーン	410,000	327,900	327,800	327,600
	カタール	410,000	326,800	323,200	319,600
	クウェイト	450,000	355,600	342,400	329,200
	サウディ・アラビア	450,000	355,600	342,400	329,200
	ジョルダン	410,000	320,100	296,200	272,400
	シリア	390,000	302,300	273,100	243,900
	トルコ	410,000	314,400	273,600	232,700
	バハレーン	410,000	325,700	318,800	311,800
	南イエメン	390,000	311,300	309,200	307,000
	レバノン	410,000	317,800	287,100	256,500
アフリカ	アルジェリア	410,000	321,200	300,600	280,100
	ウガンダ	410,000	318,900	291,700	264,400
	エジプト	450,000	345,500	301,900	258,300
	エチオピア	450,000	351,100	324,400	297,700
	ガーナ	430,000	340,100	328,400	316,600
	ガボン	430,000	342,300	337,400	332,400
	上ヴォルタ	430,000	340,100	328,400	316,600
	カメルーン	430,000	341,200	332,800	324,400
	ガンビア	410,000	326,800	323,200	319,600
	ギニア	430,000	342,300	337,400	332,400
	ケニア	410,000	316,700	282,700	248,700
	コンゴ	410,000	324,600	314,200	303,900
	ザイール	430,000	341,200	332,800	324,400
	ザンビア	430,000	336,700	314,800	292,900
	シエラ・レオーネ	430,000	339,000	323,800	308,700
	スーダン	430,000	342,300	337,400	332,400
	スワジランド	390,000	304,500	282,100	259,600
	赤道ギニア	410,000	327,900	327,800	327,600
	セネガル	430,000	340,100	328,400	316,600
	象牙海岸共和国	430,000	341,200	332,800	324,400
	ソマリア	430,000	340,100	328,400	316,600
	ダホメ	410,000	325,700	318,800	311,800
	タンザニア	410,000	321,200	300,600	280,100
	チャード	410,000	327,900	327,800	327,600
	中央アフリカ共和国	430,000	342,300	337,400	332,400
	チュニジア	390,000	304,500	282,100	259,600
	トーゴ	430,000	340,100	328,400	316,600
	ナイジェリア	450,000	356,700	347,000	337,200
	ニジェール	430,000	340,100	328,400	316,600
	ブルンディ	410,000	324,600	314,200	303,900
	ボツワナ	390,000	304,500	282,100	259,600
	マダガスカル	430,000	335,600	310,200	284,900
	マラウイ	390,000	306,800	291,000	275,300

293,500	248,600	218,400	195,600	180,800	165,700	150,600	135,500	120,400
203,300	171,900	151,200	135,500	125,000	114,600	104,100	93,900	83,500
259,600	219,600	193,100	173,100	159,900	146,600	132,100	119,800	106,600
282,400	239,000	210,100	188,200	173,700	159,200	144,800	130,300	115,800
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
282,400	239,000	210,100	188,200	173,700	159,200	144,800	130,300	115,800
316,000	267,700	235,000	210,700	194,700	178,300	162,000	146,000	129,700
282,400	239,000	210,100	188,200	173,700	159,200	144,800	130,300	115,800
237,200	200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円	円	円	円	円	円	円	円
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
219,600	193,100	173,100	159,900	146,600	132,100	119,800	106,600
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
171,900	151,200	135,500	125,000	114,600	104,100	93,900	83,500
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
162,300	142,600	127,800	118,300	108,400	98,600	88,700	78,800
171,900	151,200	135,500	125,000	114,600	104,100	93,900	83,500

マリ	430,000	339,000	323,800	308,700
南アフリカ共和国	370,000	286,700	258,900	231,100
モーリシャス	410,000	321,200	300,600	280,100
モーリタニア	410,000	323,400	309,800	296,100
モロッコ	390,000	304,500	282,100	259,600
リビア	410,000	323,400	309,800	296,100
リベリア	430,000	341,200	332,800	324,400
ルワンダ	430,000	337,800	319,400	300,900
レソト	390,000	304,500	282,100	259,600

二 総領事館

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	カルカタ	350,000	311,500	263,100	214,700
	ボンベイ	350,000	311,500	263,100	214,700
	マドラス	350,000	311,500	263,100	214,700
	ジャカルタ	350,000	301,900	258,300	214,700
	バンコック	350,000	311,500	263,100	214,700
	釜山	350,000	311,500	263,100	214,700
	台北	330,000	311,500	263,100	214,700
	高雄	330,000	311,500	263,100	214,700
	カラチ	350,000	287,100	256,500	225,800
	マニラ	330,000	292,300	253,500	214,700
	香港	410,000	358,900	298,000	237,200
北 米	サン・フランシスコ	390,000	354,300	290,100	225,800
	シアトル	390,000	354,300	290,100	225,800
	シカゴ	390,000	354,300	290,100	225,800
	ニュー・オルリンズ	370,000	349,900	282,300	214,700
	ニュー・ヨーク	430,000	367,800	313,700	259,600
	ヒューストン	370,000	349,900	282,300	214,700
	ポートランド	370,000	349,900	282,300	214,700
	ホノルル	390,000	363,400	306,000	248,600
	ロス・アンジェルズ	390,000	354,300	290,100	225,800
	ヴァンクーヴァー	370,000	306,300	266,100	225,800
	ウィニペグ	350,000	306,300	266,100	225,800
	エドモントン	350,000	306,300	266,100	225,800
	トロント	370,000	306,300	266,100	225,800
	モントリオール	370,000	306,300	266,100	225,800
中 南 米	サン・パウロ	350,000	287,700	245,500	203,300
	ベレーン	330,000	292,300	253,500	214,700
	ポルト・アレグレ	330,000	283,200	237,500	191,900
	リオ・デ・ジャネイロ	350,000	287,700	245,500	203,300

171,900	151,200	135,500	125,000	114,600	104,100	93,900	83,500
200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
229,200	201,400	180,800	166,600	152,800	138,900	125,000	111,200
229,200	201,400	180,800	166,600	152,800	138,900	125,000	111,200
229,200	201,400	180,800	166,600	152,800	138,900	125,000	111,200
201,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900
191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
162,300	142,600	127,800	118,300	108,400	98,600	88,700	78,800
171,900	151,200	135,500	125,000	114,600	104,100	93,900	83,500
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 181,400	円 159,500	円 142,900	円 132,100	円 121,000	円 110,000	円 98,900	円 88,100
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100
200,500	176,200	158,000	146,000	133,700	121,700	109,300	97,300
229,200	201,400	180,800	166,600	152,800	138,900	125,000	111,200
191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100

別									
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	
円 259,600	円 219,600	円 193,100	円 173,100	円 159,900	円 146,600	円 133,100	円 119,800	円 106,600	
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900	
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900	
248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	101,900	

	レシフェ	330,000	287,700	245,500	203,300
欧 州	ミラノ	370,000	310,900	274,000	237,200
	ジュネーヴ	390,000	325,000	286,800	248,600
	ラス・パルマス	330,000	292,300	253,500	214,700
	ナホトカ	410,000	410,000	340,900	271,000
	ハバロフスク	410,000	410,000	340,900	271,000
	レニングラード	410,000	410,000	340,900	271,000
	デュッセルドルフ	390,000	344,200	296,400	248,600
	ハンブルグ	390,000	344,200	296,400	248,600
	ベルリン	410,000	344,200	296,400	248,600
	ボン	390,000	344,200	296,400	248,600
	ミュンヘン	390,000	344,200	296,400	248,600
	パリ	410,000	353,800	301,200	248,600
	ロンドン	410,000	353,800	301,200	248,600
大 洋 州	シドニー	370,000	306,300	266,100	225,800
	パース	350,000	306,300	266,100	225,800
	ブリスベン	330,000	306,300	266,100	225,800
	メルボルン	370,000	306,300	266,100	225,800
	オークランド	330,000	287,100	256,500	225,800
中 近 東	イスタンブル	330,000	273,600	232,700	191,900
アフリカ	プレトリア	330,000	258,900	231,100	203,300
	ソールズベリー	330,000	273,100	243,900	214,700

三 領事館

地 域	所 在 地	号			
		領事館の長	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	スラバヤ	330,000	301,900	258,300	214,700
	メダン	330,000	301,900	258,300	214,700
	コタ・キナバル	330,000	301,300	269,200	237,200
北 米	アンカレッジ	390,000	372,400	321,700	271,000
中 南 米	マナオス	330,000	296,700	261,300	225,800
	リマ	330,000	273,100	243,900	214,700

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号			
		大 使	公 使	1 号	2 号
北 米	ニュー・ヨーク (国際連合)	円	円	円	円
		550,000	422,000	367,800	313,700
欧 州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関)	470,000	363,300	325,000	286,800
	(軍縮委員会)	470,000	363,300	325,000	286,800
	パリ (経済協力開発機構)	530,000	406,500	353,800	301,200

別表第三 住居手当
一 大使館

地 域	所 在 国	号 別						
		公 使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号
ア ジ ア	インド	152,500	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000
	インドネシア	176,000	145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000
	ヴェトナム	208,000	172,500	142,000	117,500	94,000	75,500	60,500
	カンボディア	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	シンガポール	168,000	139,000	114,000	95,500	75,500	62,000	49,500
	セイロン	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	タイ	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	大韓民国	128,000	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000
	中華民国	112,500	92,500	77,000	63,500	51,000	42,000	32,500
	ネパール	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	パキスタン	208,000	172,500	142,000	117,500	94,000	75,500	60,500
	バングラデシュ	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	ビルマ	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	フィリピン	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	ブータン	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	マレーシア	168,000	139,000	114,000	95,500	75,500	62,000	49,500
	モルディヴ	112,500	92,500	77,000	63,500	51,000	42,000	32,500
	モンゴル	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	ラオス	112,500	92,500	77,000	63,500	51,000	42,000	32,500
北 米	アメリカ合衆国	200,500	165,000	137,500	114,000	91,000	72,500	59,000
	カナダ	168,000	137,000	114,000	95,500	75,500	62,000	49,500
中 南 米	アルゼンティン	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	ヴェネズエラ	183,500	152,500	125,000	105,000	83,500	68,000	54,000
	ウルグアイ	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	エクアドル	128,000	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000
	エル・サルヴァドル	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	ガイアナ	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	キューバ	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	グアテマラ	128,000	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000
	コスタ・リカ	183,500	152,500	125,000	105,000	83,500	68,000	54,000
	コロンビア	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	ジャマイカ	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	チリ	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	ドミニカ共和国	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	トリニダード・トバゴ	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	ニカラグア	128,000	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000
	ハイティ	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	パナマ	138,000	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000
	パラグアイ	128,000	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000
	バルバドス	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	ブラジル	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	ペルー	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500

	ポリヴィア	128,000	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000
	ホンデュラス	176,000	145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000
	メキシコ	152,500	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000
欧 州	アイスランド	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	アイルランド	120,500	100,500	82,000	68,000	54,000	45,000	35,500
	イタリア	168,000	139,000	114,000	95,500	75,500	62,000	49,500
	ヴァチカン	168,000	139,000	114,000	95,500	75,500	62,000	49,500
	オーストリア	168,000	139,000	114,000	95,500	75,500	62,000	49,500
	オランダ	152,500	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000
	ギリシャ	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	サイプラス	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	スイス	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	スウェーデン	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	スペイン	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	ソヴィエト連邦	120,500	100,500	82,000	68,000	54,000	45,000	35,500
	チェコスロヴァキア	120,500	100,500	82,000	68,000	54,000	45,000	35,500
	デンマーク	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	ドイツ	152,500	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000
	ノールウェー	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	ハンガリー	97,500	80,500	66,500	55,500	43,500	35,500	28,000
	フィンランド	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	フランス	223,500	185,000	152,500	126,500	102,000	82,000	65,000
	ブルガリア	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	ベルギー	176,000	145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000
	ポーランド	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	ポルトガル	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	マルタ	128,000	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000
	ユーゴスラヴィア	152,500	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000
	ルーマニア	183,500	152,500	125,000	105,000	83,500	68,000	54,000
	ルクセンブルグ	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	連合王国	200,500	165,000	137,500	114,000	91,000	72,500	59,000
大 洋 州	オーストラリア	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	トンガ	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	ナウル	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	西サモア	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	ニュー・ジーランド	128,000	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000
	フィジー	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
中 近 東	アフガニスタン	128,000	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000
	アラブ首長国連邦	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	イエメン	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	イスラエル	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	イラク	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	イラン	176,000	145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000

	オマーン	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	カタール	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	クウェイト	208,000	172,500	142,000	117,500	94,000	75,500	60,500
	サウディ・アラビア	208,000	172,500	142,000	117,500	94,000	75,500	60,500
	ジョルダン	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	シリア	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	トルコ	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	バハレーン	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	南イエメン	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	レバノン	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
アフリカ	アルジェリア	176,000	145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000
	ウガンダ	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	エジプト	128,000	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000
	エチオピア	176,000	145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000
	ガーナ	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	ガボン	248,000	205,000	169,500	140,500	111,000	91,000	72,500
	上ヴォルタ	192,500	159,000	131,000	109,500	86,500	69,500	55,500
	カメルーン	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	ガンビア	176,000	145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000
	ギニア	192,500	159,000	131,000	109,500	86,500	69,500	55,500
	ケニア	200,500	165,000	137,500	114,000	91,000	72,500	59,000
	コンゴ	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	ザイール	248,000	205,000	169,500	140,500	111,000	91,000	72,500
	ザンビア	192,500	159,000	131,000	109,500	86,500	69,500	55,500
	シエラ・レオーネ	160,000	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	スーダン	192,500	159,000	131,000	109,500	86,500	69,500	55,500
	スワジランド	112,500	92,500	77,000	63,500	51,000	42,000	32,500
	赤道ギニア	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	セネガル	192,500	159,000	131,000	109,500	86,500	69,500	55,500
	象牙海岸共和国	223,500	185,000	152,500	126,500	102,000	82,000	65,000
	ソマリア	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	ダホメ	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	タンザニア	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	チャード	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	中央アフリカ共和国	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	テュニジア	176,000	145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000
	トーゴ	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	ナイジェリア	152,500	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000
	ニジェール	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	ブルンディ	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	ボツワナ	120,500	100,500	82,000	68,000	54,000	45,000	35,500
	マダガスカル	168,000	139,000	114,000	95,500	75,500	62,000	49,500
	マラウイ	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	マリ	192,500	159,000	131,000	109,500	86,500	69,500	55,500

南アフリカ共和国	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
モーリシャス	152,500	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000
モーリタニア	176,000	145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000
モロッコ	145,000	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
リビア	176,000	145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000
リベリア	160,500	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
ルワンダ	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
レソト	112,500	92,500	77,000	63,500	51,000	42,000	32,500

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別					
		1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号
ア ジ ア	カルカタ	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000
	ボンベイ	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000
	マドラス	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000
	ジャカルタ	145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000
	バンコック	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	釜山	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000
	台北	92,500	77,000	63,500	51,000	42,000	32,500
	高雄	92,500	77,000	63,500	51,000	42,000	32,500
	カラチ	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	マニラ	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	香港	172,500	142,000	117,500	94,000	75,500	60,500
北 米	サン・フランシスコ	139,000	114,000	95,500	75,500	62,000	49,500
	シアトル	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	シカゴ	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	ニュー・オルリンズ	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	ニュー・ヨーク	217,500	180,500	149,500	119,000	95,500	77,000
	ヒューストン	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	ポートランド	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	ホノルル	165,000	137,500	114,000	91,000	72,500	59,000
	ロス・アンジェルス	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	ヴァンクーヴァー	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	ウィニペグ	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	エドモントン	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	トロント	139,000	114,000	95,500	75,500	62,000	49,500
	モントリオール	139,000	114,000	95,500	75,500	62,000	49,500
中 南 米	サン・パウロ	145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000
	ベレーン	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	ポルト・アレグレ	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	リオ・デ・ジャネイロ	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	レシフェ	92,500	77,000	63,500	51,000	42,000	32,500

欧 州	ミラノ	139,000	114,000	95,500	75,500	62,000	49,500
	ジュネーヴ	172,500	142,000	117,500	94,000	75,500	60,500
	ラス・パルマス	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	ナホトカ	100,500	82,000	68,000	54,000	45,000	35,500
	ハバロフスク	100,500	82,000	68,000	54,000	45,000	35,500
	レニングラード	100,500	82,000	68,000	54,000	45,000	35,500
	デュッセルドルフ	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000
	ハンブルグ	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000
	ベルリン	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000
	ボン	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000
	ミュンヘン	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000
	パリ	185,000	152,500	126,500	102,000	82,000	65,000
	ロンドン	165,000	137,500	114,000	91,000	72,500	59,000
大 洋 州	シドニー	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500
	バース	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000
	ブリスベン	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000
	メルボルン	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	オークランド	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000
中 近 東	イスタンブル	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	アレクサンドリア	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
アフリカ	プレトリア	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
	ソールズベリー	92,500	77,000	63,500	51,000	42,000	32,500

三 領事館

地 域	所 在 地	号 別					
		1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号
ア ジ ア	スハラヤ	92,500	77,000	63,500	51,000	42,000	32,500
	メダン	92,500	77,000	63,500	51,000	42,000	32,500
	コタ・キナバル	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
北 米	アンカレッジ	119,000	163,500	136,000	108,000	88,000	69,500
中 南 米	マナオス	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500
	リマ	132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別						
		公 使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号
北 米	ニュー・ヨーク (国際連合)	263,500	217,500	180,500	149,500	119,000	95,500	77,000
欧 州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際 機関)	208,000	172,500	142,000	117,500	94,000	75,500	60,500
	(軍縮委員会)	208,000	172,500	142,000	117,500	94,000	75,500	60,500
	パリ (経済協力開発機構)	223,500	185,000	152,500	126,500	102,000	82,000	65,000

別表第四 新修員手当

号	別	1号	2号	3号	4号
手	当	191,000	181,700	172,500	163,200
5号	6号	7号	8号	9号	10号
154,000	144,800	135,500	126,300	117,000	107,800

附則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在バングラデシュ、在ブータン、在トンガ、在モンゴル、在ナウル、在西サモア、在フィジー、在アラブ首長国連邦、在オマーン、在カタール、在バレーン及び在赤道ギニアの各日本国大使館並びに在ダッカ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から、在ブリスベン及び在イスタンブールの各日本国総領事館及び各日本国領事館に関する部分は昭和四十七年十月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において現在在外公館に勤務する外務公務員について、改正前の別表第二による在勤基本手当の支給額を「アメリカ合衆国ドルにつき三百八十四の率で換算した本邦通貨の額（以下「旧在勤基本手当額」という。）が改正後の別表第二による在勤基本手当の支給額をこえるときは、その者に対して支給する在勤基本手当の額は、その者が在勤基本手当の号別に異動を生ずることなく引き続き同一在外公館に勤務する限り、旧在勤基本手当額とする。

3 在ダッカ日本国総領事館並びに在ブリスベン及び在イスタンブールの各日本国領事館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤基本手当の月額及び改正後の第十二条第一項ただし書の限度額は、これらの在外公館がそれぞれ改正後の別表第一に掲げる大使館又は総領事館に種類を変更されるまでの間は、在勤手当の種類及び号の別により、それぞれ次の各表に定めるところによる。

一 在勤基本手当

在外公館の名称	総領事又は領事館の長	1号	2号	3号	4号
在ダッカ日本国総領事館	350,000	305,200	288,100	271,000	252,200
在ブリスベン日本国領事館	330,000	306,300	286,100	225,800	191,000
在イスタンブール日本国領事館	330,000	273,600	232,700	191,900	162,200

別

5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
201,400	180,800	166,000	152,800	138,900	125,000	111,200
167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
142,600	127,800	118,300	108,400	98,600	88,700	78,800

二 在勤手当

在外公館の名称	1号	2号	3号	4号	5号	6号
在ダッカ日本国総領事館	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000
在ブリスベン日本国領事館	106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000
在イスタンブール日本国領事館	119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000

4 次に掲げる法律の規定中「第二十一条第二項を「第二十一条」に改める。

- 一 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）（第二十二條の六第三項）
- 二 沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）（第十一条第三項）
- 三 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）（第七条第五項）

理由

在外公館を新設し、及び昇格させるとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の額を定め、及び既設の在外公館について在勤手当の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○伊能委員長 趣旨の説明を求めます。福田外務大臣。

○福田外務大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案におきましては、まず、ブータン、モンゴル、トンガ、ナウル、西サモア、フィジー、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、バレーン及び赤道ギニアの諸国にそれぞれ兼轄の

大使館を新たに設置するほか、在ダッカ総領事館の種別を変更して在バングラデシュ大使館とし、また、アラブ連合共和国及びコンゴ（キンシャサ）の両国が国名を変更いたしましたので、これに伴い、大使館名を在エジプト及び在サイールと変更いたします。

領事館につきましては、在ブリスベン及び在イスタンブールの各領事館をそれぞれ総領事館に昇格いたします。

次に、これら新設の大使館及び昇格の総領事館につきまして、これらの公館に勤務する職員の手当の額を定め、あわせて既設の公館につきましても、各在外公館の所在地における物価の上昇、為替相場の変動等を勘案し、在勤基本手当の額、住居手当の限度額及び研修員手当の額をそれぞれ改定することといたしております。

なお、この際在勤手当の表示を従来のアメリカ合衆国ドルの表示から邦貨による表示に改めることにいたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○伊藤委員長 これにて趣旨の説明を終わりました。

○伊藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。伊藤惣助丸君。

○伊藤（惣）委員 法案の審議であります。現在、ベトナム戦争をめぐるわけであります。米安保条約に基づいて数多くの基地を提供していることから、ベトナム戦争がエスカレートすればやはり日本も直接介入する危険があるのではないかと。さらにまた、米軍が沖縄基地を含めて日本の基地を使用する場合に、いままでないことを米軍は事実関係として形骸化をするのではないかと。こういう点を国民は常に心配しておるわけであります。そういう点から二、三の問題について質問したいと思います。

初めに、私はベトナム戦争について何うわけでありませうけれども、何か新聞報道によりまして、ニクソン大統領はハイフォン港を封鎖すると重大発表したということでありませうが、私は、日本に数多くの基地を持つ、またベトナム戦争については重要な補給基地になっている日本の基地を提供しておるわけでありませうから、米軍からこういう重大問題については事前に連絡なり、また外務大臣に對しても、こういうことで封鎖するとかというふうな連絡が当然あつてしかるべきだと思ひます。そういう点について、外務大臣、先ほど聞いておりましたけれども、きょう発表するニクソン大統領の演説内容についてどういふコメントがあつたのか、まずその点から伺ひたいと思ひます。

○福田国務大臣 今回のアメリカの措置につきましては、前々から国家安全保障會議が開かれて重大な措置がとられるという情報を受けております。そこで、そのとられる措置については、今朝十時にニクソン大統領がこれをアメリカにおいて発表してありますが、それに先立ち、わが国の佐藤首相に對しましてメッセージの形で通報が行なわれております。また、ワシントンに駐在する大使館に對しまして事前にコメントが行なわれておる、こういうことなんです。ところが、残念ながら、まだこういう状態で、私のメッセージ並びにコメントの内容は詳細に承知しておらぬ、こういう状況であります。

○伊藤（惣）委員 何かベトナム戦争については、外務大臣のいままでの答弁をいろいろ聞いてまいりますと、他国の戦争には介入しない、したがって何も言わない、また、北爆についても一切言及する考えはない、こういうお話、あるいはまた答弁があるわけでありませうが、私はそれは間違ひだと思ひます。なぜならば、日本の基地を使つての補給、たとえば日本がこの基地を提供することによって、野党が長年政府に追及しておりましたように、私たちは、米軍が戦争する場合、日本の基地を提供するときに全く関係ない戦争に巻き込まれる危険性がある、こういうことを強く指摘し

てきたわけですね。ベトナム戦争がエスカレートして、そして戦争がだんだんだんだん拡大されて、ますます日本の基地がひんぱんに使われる。そしてそのことが、日本がほんとうに今度ベトナム戦争に介入する。あるいはまた、攻撃された場合にはわれわれは文句が言えない、こういう立場になると思ひます。ですから、コメントがたとえば大統領からあつた場合、当然関係があるから言つてきてゐるのであつて、私は、そういう立場からするならば、北爆についても、またこの北爆を通してベトナム戦争がエスカレートする場合には、やはり一つの歯とめ——あるいは、基地を提供し、また日本国民の不安というものを外務大臣は十分知つてゐるわけでありませうから、当然外務大臣としてはその問題について言及すべきだと思ひ、その点はいかがですか。

○福田国務大臣 コメントをいたしましたれば、最近のベトナムにおける新事態はなほ遺憾である、こういうことであります。われわれは、両当事者がすみやかに武器を捨ててテーブルに着くことを切に要望し期待する、こういうことであります。決してわが国の態度をあいまいしておるという考えはございません。

○伊藤（惣）委員 北爆がエスカレートしまして、軍事的に見ますと、ハイフォン港を封鎖した、その次に起きることは何か。われわれはどうしてゐるわけですね。そうすると今度は、艦砲射撃であるとか、あるいはB52のじゅうたん爆撃であるとか、なおかつそれで済まない場合には、今度は海兵隊の再上陸ということが軍事的に見れば考えられるわけですね。ですから、その北爆のエスカレートがきつて重大な事態になるというのを私は心配するわけでありませう。ですから、はなはだ遺憾であるだけじゃなくて、常に戦争状態がエスカレートするときには、何らかの前向きに、もうこれ以上のことをするれば日本の基地は提供できないというくらい強い姿勢を示すべきではないかと私は思ふのです。その点いかがですか。

○福田国務大臣 わが国は安全保障条約を日米間で結んでおる。しかし、わが日本がそれゆゑに戦争に巻き込まれるということがあつてはならぬというところから、わが国の米軍に提供する基地が軍事作戦行動の基地化するというにつつきましては一つの歯とめを持つておる、これが事前協議であります。でありますから、ベトナムの問題、これがわが国に波及するといふようなことがかりにあるとすれば、これは事前協議事項によつて対処する。そしてもしわが国の基地、岩国だ、横田だ、あるいは沖縄だ、そういうところを軍事作戦行動の基地として、その基地から発進をするといふことに對しましては、私はそこまでの事態は起るまいと思つておるのであります。沖縄は遠いですが……であります。もしそういうことがあり得ますれば、これは事前協議になりますから、その際にこれを承諾しない、こういう政府の方針を固めておる。それで事ははつきりしておるのじゃないかと思ひます。

○伊藤（惣）委員 要するに、現在の北爆がきつめて危険な状態にエスカレートすれば、事前協議の対象として明確にノーと言ひ、こういうことですか。

○福田国務大臣 わが国の基地が軍事作戦行動のために使用される、つまり作戦基地として使用されるというふうな事態がかりにありとすれば、それは事前協議の対象になる。そういう基地の使い方をしたい、こういうふうな要請がありますれば、これに對しましては承諾はしない、こういう方針でございます。

○伊藤（惣）委員 事前協議については、私は前に佐藤総理にいろいろ提案をし、また問題点を指摘しました。ですから、外務大臣が事前協議についていふぶん後退した答弁をその後新聞で見ているわけでありませうが、私はきょうあまり時間がありませんから、その問題に触れませんが、少なくとも軍事専門家から見れば、相手をたたくときには、攻撃してたたくのではなくて補給路を断つということが最大の作戦なんです。ですから

ら、直接、武器を持った軍人や、艦艇や、あるいはまた航空機が飛ばないとしても、それを補給するために基地が使われるということであれば、たとえ事前協議の対象外であっても、これはもうきわめて危険な事態となるわけですよ。

その問題はまた別の機会に議論することとしたしまして、私は申し上げたいことがたくさんありますので申し上げますが、まず第一に、日本の基地がベトナム戦争でいろいろ補給基地に使われておる。これは安保条約による。安保条約と云うても、第六条の交換公文による地位協定。当時、新安保条約等よく審議し、またつくられたのがいまの高島条約局長。それで私は伺いたいわけでありまして、まず基地を使うその地位協定は、第何条によってベトナムのような戦争に日本の基地を使うことを許しておりますか。

○高島政府委員 日本にあります施設、区域を使用する目的、これは安保条約の第六条に書かれておるとおりでありまして、その使用目的に合致する限りにおきまして、日本の施設、区域は米軍が自由に使用して差しつかえないという見解でございます。まして、地位協定の第何条にそういう目的が書いてあるということはございません。安保条約の第六条だけでございます。

○伊藤(憲)委員 そうしますと、地位協定は関係ないということですか。

○高島政府委員 地位協定は、安保条約の第六条を受けて、この目的の範囲内でどのように米軍が施設、区域を使用するかというこまかい規定を書いてありまして、使用目的そのものは、いま申しましたとおり、安保条約の第六条が唯一の規定でございます。

○伊藤(憲)委員 普通、一般的には、憲法があつて、基本法に基づいて一般的な法律がある。国際条約についても、その条約があつて、それに基づいていろいろな交換公文を通して、その他位協定なり行政協定があるわけでしょう。ですから、地位協定第何条に基づくのだ。たとえば具体的に申し上げますと、相模兵器廠は安保条約の第六条によつ

て提供をしている。そしてそのことは地位協定の第何条によつてこまかい取りきめをしているので

○高島政府委員 これは施設、区域を米軍に提供するにあたりましての基本的なものといたしまして、地位協定第二条がございまして、したがいまして、地位協定第二条に基づきまして、さらに第二十五条に基づいて日米合同委員会の協議のもとで施設、区域は米軍に提供される、こういう段取りになっております。

○伊藤(憲)委員 そうすると、その他位協定の第二条の基地を提供する場合に、米軍以外の軍隊や、あるいはまた第三国の人が、地位協定から見

○高島政府委員 先生の御質問の趣旨は必ずしもよくわかりませんが、安保条約と申ししますのは、米軍が安保条約の第六条に基づきまして、日本の安全に寄与し、極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するために、施設、区域の提供を許されるわけでありまして、それ以外の国の軍隊には、そのような施設、区域を提供するということとは全然予想しておりません。

○伊藤(憲)委員 私が申し上げたい点は、米軍以外には日本の基地は使えないということになりますか、そのとおりですか。

○高島政府委員 全く施設、区域を使用することが不可能かと申ししますと、必ずしもそうではございませんで、たとえば、ある飛行場の滑走路を使わなければ日本のその付近にございまして飛行機修理工場等に行けないというような場合に、米軍の了解のもとに日本政府が許可をして、そのときに限って滑走路を使用するということはあり得るかと思ひます。しかし一般的に、施設、区域として米軍に提供されているものを、一時的にせよ恒久的にせよ、米軍以外の第三国の軍隊に使用させることはとうてい考えられません。

○伊藤(憲)委員 その場合、それは地位協定の第三条にもありますけれども、結局は、地位協定の二十五条に基づいて日米合同委員会が日本がオ

ケーと承認した場合に限ってですね。

○高島政府委員 第二十五条の日米合同委員会が、地位協定に基づきまして施設、区域を米軍に提供することにあたりまして、第三国に常時使用させることを認めるような、そういう協定を締結するということとはわれわれ考えておりません。

○伊藤(憲)委員 それから、たとえばいま盛んに、ベトナムで使う米軍の戦車が日本で修理されておる、補給されておる、この問題が出ております。これはいかなる根拠によつて認められておりますか。

○高島政府委員 これはどこかの補給廠が存じませんけれども、一般的に、施設、区域として提供されたその目的の範囲内にそういう補給活動ということは当然入るわけでございますので、そのような戦車が日本の施設、区域の中で修理され、それがさらにどこかほかの地域に輸送されるということは十分予想される問題でございます。もちろんこれは、先ほど申しました安保条約の第六条の範囲内では、その目的に合致する限りにおいてそのような行動は当然許容されるものだと考えております。

○伊藤(憲)委員 その場合、米軍の兵器が、たとえば、日本にもありますけれども、軍事援助協定によつて交戦国に与えた兵器をもし日本が修理することになったらどうなりますか。これは条約的に聞いている。

○吉野政府委員 この問題は条約問題でもありますが、われわれがやはり米軍との間の援助計画について担当しておりますから、私がかつてお答えいたさせていたいただきます。

米軍は南ベトナム政府に戦車その他の車両をい

は、必ずしもこれはベトナムに送られるということではなくて、米本国に送られることもありま

すし、また再びベトナムに送られることもある。いすれにせよ、これは場合によつて一定しておりません。したがつて、わが国でこのように修理されている戦車は、本来米国のものでありまして、これが他国の使用に供されることがあつても、損傷するともに米軍側に返却されまして、そして米側が責任をもつてこれを修理する、こういうことになっております。

○伊藤(憲)委員 そこで問題があるのです。要するに、貸与されるということで日本の自衛隊の場合もみならつてしまつたわけですね。MSA軍事協定で、全部これは名目は貸与というかつこうですね。じゃ返すのか。返さないですね。いまだに日本でM4とかM24とかいう戦車がある。あるいはライフル銃でも機関銃でもすべて米軍のものだ。当時は貸与かも知れませんが、米軍のもの

はそのまま自衛隊が使つてゐるわけですね。だから、戦車の場合にはそういうことが考えられるとして、ほかの兵器については、軍事援助協定によつてちゃんとベトナム軍に、そういう大きなものじゃなくてこまかいものでは、おそらく無償で援助している、こういうこともわれわれは知つてゐるわけでありまして、その点いかがですか。どんなものがありますか。

○吉野政府委員 これは各国とも、援助協定の内容いかんによりますが、ベトナムにつきましましては、これら兵器は差しかえる、すなわち米側に一たん返却して、米側が新しいものと代替する、こういうことになっております。

○伊藤(憲)委員 そうすると、どんな兵器があるのですか。

○吉野政府委員 戦車とか装甲車、自動車、トラック、それから一般に使われておる大砲、そういうものがあるだろうと思ひます。

○伊藤(憲)委員 要するに、小銃とかピストルとか、そういうものもすべて貸与なんですか。

○吉野政府委員 故障があつた場合に差しかえる

対象となっておるものは戦車、車両類で、その他のものについては、いまのところわれわれ詳細存じておりませんから、いずれ調査の上お答えいたしたいと思ひます。

○伊藤總委員　これは防衛庁でも、たとえば戦車等については貸与される、また、そのものを米軍に返還してもらつて相模補給廠で修理する、これは問題がないと、苦しい答弁をしておりますけれども……。

そこで、戦車でも現在相模補給廠において修理しているのは二種類あるのです。米軍の明確なマークのあるのと、ないのとあるのです。つい最近ノーマークのやつを修理してベトナムに送っているのです。こういう実態を御存じですか。

○古野政府委員 この点は、実態を当たってみなければわれわれも確たることはお答えできませんですが、いずれにせよマークは、必ずしも管理権あるいは所有権をさすものではないと思います。いずれにせよ貸与しておる車両類でございますから、それが損傷した場合には差しかえる、こういうことになっております。

○伊藤惣委員 要するに非常に苦しい答弁はよくわかつているのですが、私はそういうことをなげ明確にしていかなければいけないかというところ、無差別、無制限にわが国の基地が補給基地として使われていくということに対して何らかの歯どめをしなければならぬと私は思っていますから、申し上げておきます。

申し上げますけれども、いま現在ベトナムで、米軍はどのような作戦行動の中で戦っているわけですか。

○吉野政府委員　米軍はたしかまだ五万九千ぐら
いおりますが、これらは大部分はだんだん引き揚
げる状況にあります。

なお、彼らは主として補給その他の任務に当たっておりまして、第一線はもっぱらベトナム兵がやっておる、こういうように承知しております。

○伊藤(惣)委員　私たちも新聞報道でそう聞いているのです。ところで、つい昨日ですか、こわれ

たライフル銃六千丁が送られてきたのです。その修理が日本に入ってきたわけですよ。いまお答えがありましたけれども、米軍はほとんど補給路あるいは後方基地、飛行場周辺だとすると、どう考えてもこれは米軍が使って故障したとは思われないう。最近のマスコミによる報道から見ますと、政府軍が壊滅的な打撃を受けた。しかも、ユエというよりなところからはすべて武器を捨てて逃げてきている、こういうのもわれわれはテレビで見ているわけです。そうしますと、先ほどあなたは、戦車、装甲車あるいはトラックと言った。いままでの軍事援助協定から言いますが、小銃とかそういう小さなものは、全部無償援助している武器ですよ。これはどう思いますか。

○吉野政府委員 この点につきましては、なお実態を調査いたしたいと思ひます。したがって、このライフルがどこから送られてきて、またかりにこれを日本の基地内で修理する場合にも、そのあとどこへ送られるのか、よく実態を調査した上で、お答えいたしたいと思ひます。

○伊藤惣委員 だから条約局長、伺いたいので

すよ。私は安保条約をずいぶん読み返してみただけ
れども、非常にあいまいです。しかし個々の基地
については、また日米合同委員会を通じてこまか
い取りきめがあるらしい。しかし、日米合同委員
会で取りきめたことは、はっきり申し上げまして
われわれは見られない。米側が了承しない限りは
われわれには見せられないというのですから。だ

から、そのことについてどんなことをきめているのか、詳しくはわかりませんよ。ただしかし、いま言ったように、交戦国の、しかも軍事援助協定で無償で援助したそういうものを日本に持ってきて、そしてそれを修理して向こうにまた持っていく。戦車の場合ですと、日本で再生してマークをつけて――向こうへ持って行つてから、それを消したりつきたりするのには自由ですよ。こまかいものについては、アメリカは安保条約に基づく協定によつて、日本にはたぐさんの小銃や機関銃をみな無償で援助した。韓国にもやっている。台湾に

もやっている。フィリピンにもやっている。それはアメリカの軍事援助なんというのは、もうすべてパターンは一緒ですよ。そうした場合、ベトナム戦争で政府軍が使ったと思われるその兵器を日本で修理する、こういうことになりますと、当然安保条約違反である。地位協定の中にはそんなことは出てこない。しかも、たとえ使うことを日米合同委員会できめるとしても、何ら向こうからそういったことの話し合いがあるいはまた、そういうことの問題がこちらに提起されていないじゃないですか。これは条約上からいって私は明確に違反の行為だと思いますが、いかがですか。

○高島政府委員　日本にあります施設、区域の一番主要な目的は、何といいましても補給活動でござ

ざいます。補給活動の中で、特にそのような軍事目的に使われます武器、あるいは戦車等も含めての車両類、そういうたものの修理等がいろいろ行なわれることは当然のことでございます。特にそれが第三国のものであるということがはつきりしておれば、それはもう先生おっしゃるとおりわれわれも問題かと思ひますけれども、米軍のもの

である限り、それが日本の施設、区域を使われまして修理をされるということ自体について、これが安保条約違反であるというふうには、われわれとても考えるわけにはいかないと思います。

○伊藤惣委員　あなたは条約的に言ってもらえればいいんですよ。何も政治的発言は必要ない。私はそういうことを言っているのじゃない。私だっ

ていろいろな情報提供者もおります。いろいろなところにありますけれども、私はその疑いを言っているわけです。第三国に無償で援助したその武

器を日本で修理することは、これは違反だろうと言っているのです。どうですか。

○高島政府委員 問題はその武器が米軍のものであるかどうかということであらうかと思ひますが……。

○伊藤(惣)委員 だから私は、その事実関係を言っているのじゃなくて、条約的に見て違反だろうと言っているのです。いかがですか。いいんで

すか。これを認めればたいへんなことになりますよ。

○高島政府委員　米軍のものでない、つまり第三国のものを日本の施設、区域を使って修理するといふようなことは、安保条約そのものに規定しておらないわけであります。

○伊藤（惣）委員　わかりました。それからもう一つ伺いますけれども、いま横田にものすごく傷病兵が来ていますけれども、こういう通告はありますか。

○吉野政府委員　通告はございません。

○伊藤（惣）委員　それは何の根拠ですか。

○吉野政府委員　地位協定第九条の二項によりますと、合衆国軍隊……

○伊藤(惣)委員　読まなくなつていいんですよ。
第九条でしょう。そうするとこれは米軍人だけで
すね。

○古野政府委員　米軍人だけでございます。
○伊藤(愼)委員　横田基地にも、実は韓国軍人、
将校あるいは第三国人の傷病兵も来ている疑いが

あります。これは条約的に見て、条約局長とうで
すか、認められますか。

○高島政府委員 先ほど来何回も申し上げており

ますとおり、日本の施設、区域というのはあくまでも米軍が使用するためのものだと思います。

○伊藤(豊)委員　したがって第三国人は認めない

という事です。ね。ことは足りないですよ。はつきりそう言うてください。

○高島政府委員　先生のおっしゃっていますの
 場や港灣を自由に使える、その法的根拠は何条で
 すか。

は、施設、区域外の日本の港湾のことでござい
すか。

○伊藤(穆)委員 施設、区域でもいい。

○高島政府委員　いや施設、区域と施設、区域以外の港湾につきましては、別の規定でございます。施設、区域以外の日本の港は、第五条によります。

まして、米軍が第五条の要件に従えば使用し得る

わけです。

○伊藤(憲)委員 要するに、第五条に従えば、施設、区域外でも自由に、日本の港や飛行場や、そういうところに入ってくる事ができます。これは地位協定第五条です。これは私が申し上げたように、外務大臣よく聞いていらつしやると思ひますけれども、これが一つは向こうの優先権なんです。地位協定というものは、もう全くアメリカは自由自在に日本の港に対していつでもどこからでも入ってくる事ができる。しかも入港料とか着陸料なんかは払わなくていいわけです。しかも、先ほども言いましたように、日本政府に通告しなくても入ってくる。これは先ほど言ったように、飛行機や艦艇は第五条です。それからベトナムにいろいろな物資を輸送するとかそういうことは、協定の中で言いますと第二条で許している。これが根拠法でしょう。

それで申し上げたい点は、横田基地にタイの飛行機が来たり、厚木基地に韓国やタイの飛行機が来たりする。これは、先ほど条約局長が言ったように、貸すこともあり得る。だけれども、その場合は、日米合同委員会等によって話し合った上、日本政府の認可が必要じゃありませんか。やりましたか、それを。

○吉野政府委員 タイが横田にたとえ飛行機を持ってくるのは、国連軍協定によりまして入ってくる場合があります。それからその次は、先ほど厚木の例がございましたが、厚木にたとえタイの飛行機が修理のために入ってくる。これはあそこにある日本側の修理場に入るために、正規の入国手続をとった上で入ってくる。これは合同委員会です。それによりましてよらしいという決議がございいます。したがってそれに従って入ってくる、こういうことではないですか。

○伊藤(憲)委員 そうすると、国連軍に関する協定で入ってくる事ができる、こういうことですね。それでなおかつ、修理や何かに入ってくる場合でも——これは日本政府が承認した場合です。いままで新聞報道でもあった。同僚委員も質問した。だけれども、考えてみますと、こういう国が入ってきた場合に、よくわかりませんけれども、外務省は問題ないということを言っている。じゃありませんか。何ゆえに問題ないのか。たとえば国連軍の地位に関する協定ですが、その何条によって認められたわけですか。

○吉野政府委員 国連軍の協定の第五条二項によりまして、「合同会議を通じて日本国政府の同意を得て、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いてアメリカ合衆国の使用に供せられる施設及び区域を使用することが出来る」ということになっております。

○伊藤(憲)委員 その歯どめはあるのですか。

○吉野政府委員 これは日本側が同意するわけですから、したがって日本側は同意しない場合もある。

○伊藤(憲)委員 だから私が聞いているのは、いままでタイの空軍機が横田に入ってきておりましたけれども、それはあなた方外務省は日本政府の窓口ですよ。そのことについて、飛んでいきますよ、あるいはまた、現在緊急に間に合わないか、けれども、修理のためにいきますよ、そういうことについて連絡があったかということをお聞きしているのです。

○吉野政府委員 これは国連軍の場合は、一般的な第五条第二項の合意によりまして、八カ所なら八カ所の施設が使えることになっている。したがって、国連軍に提供された基地として、そこに彼らは何ら通告なく国連軍として入ってくる事ができるわけでありまして。

それから、先ほど、厚木の飛行場のそばに飛行機の修理のために入ってくる場合は、これはそのつど申請がありまして、そしてそれをわがほう承認する、そういうことになっております。

○伊藤(憲)委員 これは国連軍に限ってでしやう。タイの空軍とか韓国機は国連軍ですか。

○吉野政府委員 タイの飛行機は国連軍でございまして。韓国の場合にはそのつど承認を得て入ってきております。

○伊藤(憲)委員 だからその承認があったか。いつ幾日どこで話し合ったのですか。

○吉野政府委員 飛行機でございまして。それとも傷病兵でございまして。

○伊藤(憲)委員 どっちもです。

○吉野政府委員 飛行機につきましては、そのつど、わが国の領空に入る前に、わがほうに対して外交ルートを通じて申請がございまして、それに対してわがほうはそれを承認しているわけでございます。

傷病兵の場合は、これはわれわれは実態をまず調査する必要があると思ひます。はたしてベトナムから韓国の傷病兵が横田に入っているかどうか、それをまず確認する必要があると思いますが、それは別問題として、人道的見地から、たとえ緊急に措置を要するような場合には、それはまた別として入国を許可し、これを治療しなければならぬ、こういうふうな考へております。

○伊藤(憲)委員 非常に残念なんです、もう本会議ですから。私、外務大臣に伺いたいのです。

結局は、いま言ったように、日本の基地は自由自在に使われるのです。しかも、日本と協議するとは言っても、事実上歯どめなんかないのです。この間も言いましたけれども、地位協定というのは差別がある。日米新時代というなら差別を解消しなければならぬ。だつたらもう一回考え直さなければならぬのじゃないか。私はいつか外務大臣にも提案したことがあります。

そこで、時間がありませんから結論だけ申し上げますけれども、まず一つは、現在ベトナム戦争に協力している基地の中で、非常に地位協定に違反するようなことがたくさん疑念としてあるわけでありまして。ですから日本政府は、この際きつとして立ち入り調査すべきだ。かつて相模補給廠は、私が質問したことによって塩素ガス基地があったわけですが、この内閣委員会で超党派で調査に行った。そのときには、きれいに塩素ガスの基地をなくしてしまいました。私はベトナム

戦争について、このことはたとえ安保条約において問題ないとしても、国民が心配する点はたくさんあるわけでありまして、いまの時点では何にも考えていないというふうなことは非常に無神経過ぎると思ひます。ですから、立ち入り調査をするとか何らかの方法で、一つは歯どめをしていただきたい。少なくともベトナム戦争については、沖縄の基地も含めて今後ずっと使用することは間違いない事実でありますから、それを日本の基地に何の通告もなしにいろいろなことをやっている。そういう点で、私はもう一回、このベトナム戦争について補給活動をしている基地を含めて、基地のいろいろな問題を含めて、これは米軍と再協議する必要があるのじゃないか、こう思ひます。大臣、いかがですか。

○福田国務大臣 日米安全保障条約に基づく米軍に貸与した基地に対しては、権利として調査をする、これはむしろかかしく思ひます。しかし日米安全保障条約は、これが適正に運用されなければならぬ、これは両国のためにそうだと思ひます。そういう立場から考えますときに、これが適正に運用されておるかという点について、国民から疑惑を持たれる、疑義が残るというふうなことが一点でもあつては相ならぬ、こういうふうな思ひます。そういうことでありますから、権利として立ち入り調査をするという事はこれはいたしません、何か疑いがあるというふうな事象がありますれば、疑いを説明するというための——これはそのケース・バイ・ケースによつていろいろ違いますけれども、その疑いを説明するための妥当な措置をとるという事はいたしたい、かように考えます。もし疑義があるというふうなことにつきまして、またいろいろ御検討のようでありまして、御協力くださいましたら幸甚である、かように考えます。

○伊藤(憲)委員 要するに疑いは明確に幾つか申し上げたわけですよ。私は確かな情報に基づいて私なりに質問しているわけですよ。ですから、そういう疑惑に対して、やはり政府としては前向き

であるべきだ。その点で私は、何らかの方法とおっしゃいますけれども、この地位協定の中にも明確に、米軍がその使用目的外に使った場合には、日本政府はそのことについて米側へ資料を要求する。さらには、その問題について日本側に権利がある、こう書いてあるのです。地位協定の中に。だから、それを行って、国民の疑惑やいろいろな問題については、これ以上ベトナム戦争に及ぶ形で日本もともに入力するような形での基地の提供があつてはならないわけです。その点についても一回外務大臣の意見を伺って、質問を終わりたいと思います。

○福田国務大臣 ただいま申し上げたとおりであります。ただいまここで御指摘の諸点につきましては、もう材料提供があつたわけでありまして、よく調査をいたしまして適正を期していきたい、かように考えます。

○伊藤(憲)委員 では終わります。

○伊藤委員長 次回は、明日午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時散会

内閣委員会議録第六号中正誤

ベ段行 誤 正

四 三 風も相手 風も相当

三 一 この頃 この頃

同 第十号中正誤

ベ段行 誤 正

一 一 六 坂村吉三 坂村吉正

一 三 七 地位協定の問題、地位協定の問題

三 四 三 設備のありが 設備の変更が

四 一 三 「施設及び区域」には「施設及び区域」

四 四 末 わけです。 わけです、

五 一 一 のではなくて、 のではなくて。

五 一 六 当局があつた 当局から要請があつた

八 一 末 一飛行隊について 一飛行隊になつて

二 四 三 三 思ひのですから 思ひのです。

三 一 三 年次休暇の追加 年次休暇の取り扱

三 一 三 五年五年 五年、五年

三 三 四 申し上げ 申し上げません

三 三 八 沖繩の振興開発 沖繩開発庁

四 三 二 今回に 今回は

五 四 三 そろそろ考を そろそろ会を

五 四 九 したわけです。 したわけです。

六 四 三 貸金貸借契約 貸借契約

六 四 末 契役 契約

昭和四十七年五月十六日印刷

昭和四十七年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局